

平成25年第3回京丹波町議会定例会（第4号）

平成25年 9月26日（木）

開会 午前 9時30分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 発言の取り消しについて
- 第 4 議案第59号 平成25年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係るパソコン購入契約について
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第53号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）
- 追加第1 議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第54号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第55号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第56号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第57号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第58号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）
- 追加第2 議案第61号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第12 認定第 1号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 2号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 3号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 4号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 5号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 6号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

- ついて
- 第18 認定第 7号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 8号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 9号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第21 認定第10号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第22 認定第11号 平成24年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第23 認定第12号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第13号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第14号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第26 認定第15号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第27 認定第16号 平成24年度国保京丹波町病院事業決算の認定について
- 第28 請願第 1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書
- 第29 発議第 1号 4月からの消費税増税の中止を求める意見書
- 第30 発議第 2号 道州制導入に反対する意見書
- 第31 発委第 1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第32 発委第 2号 京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 第33 特別委員会報告
- 第34 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番	小田耕治君
2番	篠塚信太郎君
3番	村山良夫君
4番	梅原好範君
5番	横山勲君
6番	山田均君
7番	東まさ子君
8番	岩田恵一君
9番	松村篤郎君
10番	坂本美智代君
11番	西山和樹君
12番	原田寿賀美君
13番	北尾潤君
14番	森田幸子君
15番	山内武夫君
16番	野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口誠君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	山森英二君

税 務 課 長	堂 本 光 浩 君
住 民 課 長	下伊豆 かおり 君
保 健 福 祉 課 長	岡 本 佐 登 美 君
子 育 て 支 援 課 長	山 田 由 美 子 君
医 療 政 策 課 長	藤 田 正 則 君
産 業 振 興 課 長	久 木 寿 一 君
土 木 建 築 課 長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	山 田 洋 之 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	藤 田 真 君
代 表 監 査 委 員	船 越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時30分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は、ご参集いただき大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番議員・原田寿賀美君、13番議員・北尾潤君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月24日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について協議されました。9月20日、24日、25日には、議会広報特別委員会が開催され、現在も議会だより発行に向け、取り組みがなされております。

今定例会より、議会へのパソコン類の持ち込みについて、議長の許可により持ち込み可能としておりますので、ご報告いたします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので、報告いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会が、またその後、議会広報特別委員会が開催されます。議員の皆さんには、大変ご苦労さんですが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、発言の取り消しについて》

○議長（野口久之君） 日程第3、発言の取り消しについてを議題といたします。

寺尾町長から、9月18日の会議における発言について、会議規則第64条の規定に準じ、特定の個人と識別できる部分を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、寺尾町長からの発言取り消しの申し出を許可することに決定しました。

《日程第4、議案第59号 平成25年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係るパソコン購入契約について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第59号 平成25年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係るパソコン購入契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、開会以来、熱心にご審議いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

さて、9月15日から16日にかけて、台風18号の影響により降り続いた雨は、過去に経験したことのないような豪雨となりまして、本町内にも甚大な被害をもたらしたところであります。被災されました町民の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

そして、避難所の開設を初め、避難誘導、防災パトロール、応急、復旧対策などにご尽力いただきました各区役員の皆様や消防団員の皆様、またご協力をいただきました関係の皆様方に心から敬意をあらわしまして、感謝、御礼を申し上げます。

本町といたしましては、全力で災害復旧に取り組みますとともに、早急に対策を講じ、被災されました方々の支援に万全を期してまいりたいと考えております。

それでは、本日、追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第59号 平成25年度京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係るパソコン購入契約についてであります。株式会社堀通信と、9,219万円で契約を締結することについて、議会の議決をお願いいたしております。

事業の概要につきましては、老朽化しました京丹波町行政情報ネットワークシステム用パソコンの更新を行うもので、合計330台のパソコンを購入するものであります。

なお、契約期間は平成26年3月20日までといたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 議案第59号 平成25年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係るパソコン購入契約につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、事業名でございますが、平成25年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係るパソコン購入、契約金額9,219万円、契約の相手方、京都府福知山市字天田391番地の乙、株式会社堀通信、代表取締役堀智章、契約期間、議会の議決を得た日から平成26年3月20日までといたしております。

事業内容の主なものにつきましては、議案書の2枚目に事業概要をつけておりますので、ごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

今回の行政情報ネットワーク更新に係るパソコン購入につきましては、平成17年10月に3町合併に伴いまして導入をいたしました業務系並びに一般事務系機器が、導入から約8年が経過をいたしまして、機器の老朽化、メーカーによる保守期限が終了することから、今回、機器の更新を行うものでございます。

この更新は、平成24年度と平成25年度の2カ年によりまして、再構築するもので、平成24年度につきましては、サーバー機器並びにネットワーク機器の更新、自家発電設備の構築を行ったところであります。

今回、予定しております機器の更新は、業務系及び一般事務系のパソコン330台、内訳といたしましては、デスクトップ型が320台、ノート型が10台を更新するものでございます。

また、機器更新に伴いまして、ソフトウェアにつきましても購入を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご同意いただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第59号の質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回、パソコンを中心に更新をするということになるんですが、期限が今もありましたように、3月20日までということで、今から考えますと、相当半年余りの間ということになるんですが、これ、導入していく順序としては、どういう形で、今のあるパソコンを使いながら、いろんなネットワ

一夕のものもせんなんと思うんですが、一気にいかんということで、半年ほどかかるということだと思うんですけど、具体的にはどういう形で、それぞれ職員の前にあるパソコンがあるわけですけども、それが先、優先されて更新して、あとそれぞれシステムがされるということなのか、その点、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 先ほどのご質問でございますが、一気にということは不可能でございます、ある程度の職場を区切りながら設置をして、最終的には3月の20日で全パソコンを切りかえていくという手順で行う予定にしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 新たなパソコンを導入するということですので、特段操作とかそういうものについての講習とか、そういうものは必要ないということで、一応、ずっと切りかわっていくという、そういうことで解釈していいのかどうか。

それから、当然、新しいパソコンと古いパソコンと同時に、それぞれ部署によって使うということになるんですが、その辺の互換性の問題とか、そういうのは特に問題ないということなのかどうか、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） 特に、説明につきましては、現在使っておりますものときほど関係はないということでございます。

ただ、中身的には高速処理を今よりもアップしているとか、そういうものでございまして、特に、特段の説明が必要ということでは思っておりません。また、互換性の問題も大丈夫というふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう1点、ウイルスの関係ですね、よく情報がそういうところから漏れるとかいうことをよく聞くんですけども、そういうものについては、どんどん新たなウイルスがつくられていくといたしますか、発生しておることも聞くわけなんですけども、そういうことについては、特段問題ないのかどうかということと、一般的にこれまではXPというものを使われておったんですが、今回導入されるのは、エイトになるんかどうかわかりませんが、当然、画面の状況も違うので、使い勝手の問題から言うと、変わってくるんじゃないかと思うんですけども、そういうことではないのかどうか、ソフトが変わるということは、そういうことだと思っておりますけども、特段問題はないということなのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） ウイルスの関係につきましては、日々職員については、そういうものに対応するように注意喚起をしておりますし、機器の問題につきましては、むしろ昨年、整備をしましたサーバー関係のほうで、セキュリティーの問題を対処しているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 2点ほどお聞きしたいんですけども、なぜ、デスクトップのパソコンを導入されたのか、また逆に、10台だけノートパソコンになっているのかどうかということと、それから、パソコン、ソフト関連、システム、ネットワークシステムと、こうあるわけですけども、それぞれの金額的な内訳がわかれば、落札者の内訳がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） まず、デスクトップにした理由でございますが、一つは、庁舎内から持ち出しができないということで、そうすることによりまして、いろいろな問題を起こさないためにデスクトップをしたということでございます。

また、デスクトップにつきましては、画面の部分とサーバーが別々に離れておりますので、故障につきましても、その故障の部分のみを修理が可能ということもございます。一体型ではないということもございますので、メンテナンスの関係からいきますと、デスクトップのほうがいいだろうということもございます。

あと、ノート型の10台の利用の点でございますが、まず、確定申告が年に1回ございます。町内に確定申告会場が3会場設置をされますので、その申告の処理につきまして、ノート型パソコンを利用したりとか、それからプレゼン用に活用したりとか、また、語るつどいでも活用したりと、そういう庁舎外での活用をするためのものとして10台購入するものがございます。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 内訳につきましては、私のほうからご説明させていただきます。

税込みの金額が9,219万円ということでございます。そのうちパソコン330台分の機器類につきましては、計算しますと6,874万円で、74.6%を占めてございます。

それから、ソフトウェア関連につきましては、約1,337万円で14.5%となっております。そのほかシステム、ネットワークの関係のシステムインテグレーション作業という

こと、そのほか、端末展開作業、作業関係でございますけれども、全てで約1,008万円、10.9%となっているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） 今のデスクトップを使う理由というのは、もう一つ理解はできないんですけども、持ち出せないということになると、10台のノートパソコンが持ち出せることになるので、何か矛盾した答弁だと思うんです。

それから、修理のメンテナンスの問題ですけども、確かに両方持っていかんなんというのは、不便といえば不便ですけども、常時そうパソコンは傷むわけじゃありませんし、ノートパソコンにしたほうが、皆さん職員の方のデスクワークの状況を見ていまして、現在よりは小さくなるかもわかりませんが、デスク型にしておられることで、やりにくくなっているような気がいたします。ノートパソコンでしたら、パソコンを使わない作業のときは、ほかへ移すとかすることで、仕事の効率も上がるんじゃないかと思うんです。

ここで私がお願いしたいのは、やはり、前にもそういう意味ではノートパソコンに切りかえるべきではないかということは、意見具申をしておいたんですけども、今の答弁からしますと、本当に検討はしてもらっていたのかなというように思います。

それと、もう一つ、今、入札の内訳を聞いていますと、パソコンそのものの価格というのが、かなり高いわけですね。これも前もって資料を担当課にお渡しをして、購入じゃなしに5年間のリースにしたほうが、効率がいいんじゃないかということも言っていたんですけども、その辺は検討していただいたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） デスクトップの選定の部分でございますが、先ほどと同じ答弁になるかもしれませんが、いわゆる、安易に持ち出しが不可能と、ノート型に比べますと、持ち出しが不可能ということで、セキュリティーの面からも採用したということでございます。

また、ノート型と比較をいたしますと、拡張性がある、いわゆるチューニングアップが可能ということで、そういう点からも利点があるということでございます。

また、先ほど申しましたように、修理の問題ということもございまして、そういうものを総合してデスクトップを選定したということでございます。

あと、リースの問題ですけども、当然、リースの方法も検討いたしました。検討いたしましたけれども、やっぱり買い取りのほうが、金額的にも有利ということで、今回は買い取

り方式というものを選んだということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） まず、セキュリティーで持ち出しができひんということですが、それはその気になったらやれることだなというように思います。それで、ちょっと答弁に理解ができないというように思います。

それから、拡張ができるということですが、昔は確かにノートパソコンの機能が悪かったですから、無理な点もありましたけども、最新のノートパソコンは、メモリも内部のハードも、かなりデスクトップと変わらないとか、場合によったら、もっとすぐれているものもありますので、そのことで区別されるのは、ちょっと勉強不足のような気がいたします。

それから、リースとそうでない部分ですが、この前、17年から25年まで8年ほどなんです。3年しか違わないのに更新をせんならんのなら、リースにしておけば、ちょっと記憶はあやふやですけど、茨城県かどこかの市では、100台のリースが5年間で、予定価格が700万円前後のものが、六百三、四十万でできているわけです。3倍にしても1,800万円、2,000万円ということで、かなり有利になるというのではないかと、こういうように思います。もう、今さら仕方ありませんけども、今後はそういうことも検討の中に入れておいてほしいというように思います。

今、申し上げた中で、回答できる分だけしていただいたら結構でございます。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） デスクトップの関係でございますが、まず、パソコンにもいろいろあるというふうに思っております。まず、個人用というものもございますし、いわゆるビジネス用というものもございます。我々の組織の中では、高度な処理、それから大容量の情報を処理せないけないということもございますし、また、ネットワークとの接続ということもございます。そういう点からいたしますと、デスクトップのほうがいいだろうということもございましたので、選定をしたということでございます。

また、リースの問題につきましては、今後、そういうことの事業に当たりましては、また念頭におきながら、総合的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

議案第59号 平成25年度 京丹波町行政情報ネットワークシステム更新に係るパソコン購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第6、議案第53号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第53号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） 11ページの地域振興事業費の中の自治振興補助金、委員会の中でもお聞きいたしまして、18団体に補助をするということを答弁いただきました。その後

に、資料を提出していただきまして、その中で、公民館の耐震改修、そして診断と、耐震改修が1件、診断が2件と上がっておりますが、今回、18号台風によりまして、私の地域でも、私の知っている限りであります。下村の公民館、そして質美の振興センターに避難をされた方があります。

この公民館が、防災のときの第一避難所として指定されているところが多いわけですが、今回の公民館の耐震の診断と、そしてそれが公民館のうち、今は2件であります。今後、耐震の診断予定はどうなっているのか、そして耐震の改修が1件されますが、このことに関して診断の結果、計画的に耐震の改修がされる予定なのか、その点をわかる範囲内をお願いいたします。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） お尋ねの自治振興補助金の分でございますが、あくまでもそれぞれの区におきまして、要望が上がってきたものを補助するという観点からしているものでございます。そうした分に、現在のところは計画的にするということは持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それぞれの地域の要望によってということではありますが、やはり防災の面からしても、これまでも一般質問等で、公民館の耐震の診断、するべきでないかということも取り上げてきております。今回は、水害というのが大きく出たんであります。地震のこともありますので、今後、そうしたことの計画も持つべきではないかと思いますが、その点だけお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） ご指摘のとおりだと思います。今後、十分その辺を含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私もお尋ねをしておきたいと思うんですけども、一つは、歳出の10ページなんです。町有地の整地工事ということで、今回3,600万円追加で出されておるわけなんですけども、具体的に整地の目的だとか、土地を利用していくということになると思うんですけども、当初に3,000万円、予算化をされておったと思うんですけども、具体的に整地をされて使用の目的というのは、はっきりしておるのかどうか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 使用の目的につきましては、当初から申しておりますとおり、町有地の有効活用ということでございます。その中には、一定の農業法人様のほうからの、そうした利用についての提案も受けていると、そういうふうな状況の中で、貸し出しができるような対応を進めておるといことで、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町有地の有効活用ということなんですけども、当然、そういうように活用していかんなんということは当然ですが、当初3,000万円、今回追加が3,600万円ということになっておるんですが、当初から一定の活用の方角といひますか、そういうことでされたのではなかつたのか、途中で、今ありましたように、一定の農業法人的なところからのそういう問い合わせがあるということにひいて、今回そういう追加をするということとされようとしておるのかどうか、その辺について、もう少し一定の相当なお金を投資するわけですから、使用目的というものはっきりさせて整地をするといひのは、本来、当然だと思ひなんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） この補正予算をお願いしたときの説明はさせていただいたところとございますが、当初の予算におきましては、概算見積もりによりまして3,000万円を予算計上し、お認めをいただいたところとございますが、その後、造成設計を進める中で、のり面工につきましては、図面のほうもお配りをさせていただきましたけれども、種子吹きつけとしておりましたのを、今回筋柴工に変更するといひうなことでありますとか、当初予算におきましては、計上ができておりませんでした抜根、あるいは除根の費用を算定したといひうなこと。さらには、防水、排水対策といひうなことで、排水口において、当初は小段の排水のみとしておったものを、今回整地全体の排水を行うといひうなことで、今回、追加をお願いしたといひうところとございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 当初、確かにそういう説明があつたと思ひなんですけども、具体的に今もしばの問題も含めて排水の問題も含めて、当初はそういう見通しといひますか、根を除去するといひ問題も含めて、当然、整地をして一定貸そうと、有効利用をしようとするれば、当然そういうことは、当然、当初から考えられなかつたんかどうか、その点、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 同じ回答になると思ひますが、当初におきましては、概算で見積

もりをさせていただいておったということで、その後、十分検討していく上で補正が必要になったということでございます。大変多額でございますので、申しわけございませんけれども、そうしたことで今回、準備を整えてまいりたいということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 14ページのテラスの屋根設置工事153万1,000円ですが、これについては、福祉厚生常任委員会でいろいろと審議があったわけではありますが、耐震の関係で、当初考えていた様式のものから変更したということでありましたけれども、変更したものについて、60.45メートルですか、それだけの長さの屋根を取りつけるというふうな説明があったと思うんですが、当初の計画のものよりも安全性に欠けるものではないかというふうな意見も出ていたんですけども、その点については、どのように考えていただけたか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 14ページのテラスの屋根の設置の関係でございますが、常任委員会でも大変ご心配をいただきまして、その後も担当のほうとも協議をいたしまして、ご説明させていただきまして直接建物にではなく、分離をして建物とその屋根の部分ですね、別にして設置するということでしておりますが、常任委員会で説明させていただきまして建物側に柱をとということで、いろいろ検討しているんですけども、それをもう少し、まだ検討中ではございますけれども、十分に屋根が持つような形で、できれば外側に出すような形で、今協議をしているところでございます。屋根自体は、そのものについては、長さは長いんですけども、間に柱を何本かずつ入れますので、積雪に対しても十分対応できるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第53号、平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場から討論を行います。

提案されている平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）は、財政健全化対策を中心とした補正予算として、5億9,650万円の追加補正となっています。

もちろん、この中には、予算化された自治振興補助金や改修補助金、獣害対策や農林漁業補助金など、住民要望も予算化をされておるわけでありますが、特に財源は、交付税の確定、国庫支出金や繰越金であります。歳出では、今申し上げましたそういったものと合わせて、財政調整基金や先行取得用地活用基金に4億9,200万円が予算化される。主なものとしては大きい基金の積み立てということになっております。

基金については、将来に備えることで、全て否定するものではありませんが、必要な施策に充当して、住民福祉と暮らしや営業を支える、そういうものに活用することが大事だと考えております。

一番求められているのは、国保税の引き下げであります。町の独自策や徴収率など、保険者の責任でないペナルティーによる減額分については、一般会計から繰り入れて保険料を引き下げるべきだというように考えます。

また、町有地整備事業に3,600円は、当初予算を上回る補正予算となっております。概算という説明もありましたけども、本来町税を使ってやる事業でありますから、計画をしっかりと立てて、当初から目的を明らかにして実施すべきだという点も、指摘するものであります。

また、今議会で明らかになった副町長の民間企業の理事就任は、公平・公正な行政運営とは相なれない点、これを強く指摘するものであります。町民の血税を1円も無駄にしない、そういう施政を貫くことを求めて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま上程になっております議案第53号、平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、私は強く賛成の意思を表明し、討論を行います。

本補正予算では、5億9,650万円を追加することとし、補正後の額を119億1,450万円とする提案がされております。

今回の補正予算の主なものとしては、将来の財政需要に備えるための財政調整基金積立に1億8,000万円、また先行取得用地活用対策基金積立に3億1,293万4,000円、加えて土地開発公社から買い戻した蒲生野地内の先行取得用地の幅広い活用を視野に入れた整地工事の追加費用に3,600万円が計上されております。

さらには、住民が主体となり特色ある地域づくりを進める自治振興補助金事業に928万8,000円、各地域で深刻な被害を及ぼしている有害鳥獣対策事業に385万6,000円が含まれており、いずれも本町が今日まで重要な課題として取り組んでまいりました継続

すべき事業です。

特に、先行取得用地の問題につきましては、本町の抱える深刻な問題として誰もが認識しながらも、有効な解決策を見出せないまま、膨大な債務として先送りされ続けた結果、平成20年度末には、その残高は23億5,800万円となり、本町の将来を左右しかねない負の遺産として町財政に重くのしかかる現状にありました。

しかし、平成21年度以降は、現在に生きる者が最大限の努力をし、負の遺産を後世に引き継がないとした寺尾町長の強力な政治姿勢、そして目的を共有する職員の努力のもとで、スピード感を持った買い戻しが進められ、金利負担の大幅な縮減ができませんでした。

同時に、買い戻した土地の有効利用についても、積極的に取り組まれた結果、その顕著な例として、京都市を除き、府内では最大の規模を有する太陽光発電施設の誘致に、地域の皆様のご協力のもと成功いたしました。

そのような経過のもと、本補正予算で上げられる先行取得用地対策基金のさらなる積み立て、そして買い戻し後の有効利用に向けた整地工事の追加費用は、行財政改革を進める上で不可欠なものであると考えます。

一方、行政再編後における地域づくりの核として本町が取り組む地域支援事業と密接にかかわります自治振興補助金事業については、地域ごとに多種多様のニーズある中で、本年度においては、特に集落公民館の耐震化事業等、施設の機能強化を求める地域が多くあると聞いております。

万が一の災害発生時、地域住民の避難所としての機能を備える公民館の設備向上を願う地域の取り組みは、安心・安全なまちづくりを目指し実施されました住民避難訓練等を経験する中で醸成されました地域防災意識の高まりを実感するものであります。

こうしたことから、今回の補正予算には、健全な財政環境のもとで、初めて模索が可能となる本町の未来づくり、そして地域と行政が互いに手を携え推進する安心・安全なまちづくりに向かう方向性を明確に町民に示した予算内容であると確信いたします。

寺尾町長が引き続き推進される施策が、職員の理解と努力により、最大限の効果を発揮し、住民の皆様にご協力をいただく中で、行政と住民が一体となり、安心・安全なまちづくりを進めていく理想の展開を目指し編成されました本予算案に賛同し、行政再編後8年を経過する京丹波町に大きな期待と希望を込めながら、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。

議案第53号、平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

寺尾町長から、議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

議案第60号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

《追加日程第1、議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 追加日程第1、議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、追加日程として、緊急にお願いいたします議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額119億1,450万円に、今回2億1,300万円を追加しまして、補正後の額を121億2,750万円とすることをお願いしております。

台風18号の豪雨による災害復旧に要する当面の費用を計上させていただいたものであります。

主な事業では、被災しました農地及び農業施設の修繕等に要する費用の一部を助成する農地保全事業に3,610万円、林道施設の修繕等に要する費用の一部を助成する林道維持管理事業に746万5,000円、農地及び農業施設の災害復旧事業に2,383万円、林道の災害復旧事業に5,963万円、河川等土木施設の災害復旧事業に6,520万円を計上

いたしております。

また、今回、住居及び生活関連施設に流入しました土砂等の撤去に要する費用の一部を助成する新たな制度としまして、京丹波町自然災害による土砂等撤去補助金交付要綱を制定しまして、その事業費に500万円を計上したところであります。

このほか、琴滝公園や質志鍾乳洞公園の修繕、旧明俊小学校グラウンドや、みずほ保育所園庭の整備、さらに京丹波町病院の雨漏りによる天井修繕費用等の補助金などを計上しております。

なお、歳入につきましては、農業災害復旧費分担金のほか、財政調整基金繰入金より編成したものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、先ほど議決をいただきました議案第53号の補正予算（第1号）の補正後の額に2億1,300万円を追加し、補正後の額を121億2,750万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては、町長の提案理由の説明にございましたとおり、今般の台風18号の豪雨による災害復旧に要する当面の費用ということで、計上をさせていただいたものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の4ページをお願いしたいと思います。

まず、歳出の総務費で財産管理費の事業項目の水環境整備施設管理事業でございますが、450万円を計上しております。

これにつきましては、琴滝公園の復旧工事に係る費用ということでございまして、遊歩道が約80メートルにわたって破損をしているということでございます。このほかにも駐車場等に土砂が堆積をしております、その修繕工事を行うものでございます。

また、次の瑞穂地区旧学校施設管理事業304万円につきましては、旧明俊小学校グラウンドに土砂が流入をしております、約6,300平方メートルにわたりまして、厚さ5センチ程度が堆積をしておるということで、その取り除きと真砂土の入れかえ費用を計上させ

ていただいたものでございます。

次の、民生費の社会福祉総務費の事業項目、災害時等要援護者支援事業10万円につきましては、福祉避難所として協定を締結しております長老苑さん、こちらのほうに1名の方が3日間、それから丹波高原荘さんに3名の方がそれぞれ2日間避難をされたということでございまして、その費用につきまして負担をするというものでございます。

次の、保育所費の保育所施設管理事業の47万3,000円につきましては、みずほ保育所の園庭の真砂土が、河川の氾濫によりまして流れてしまったということから、真砂土を補充して整備をするというものでございます。

次に、5ページの衛生費の診療諸費で病院事業運営補助金400万円でございますが、これにつきましては、京丹波町病院の雨漏りによる天井の修繕、また水が入りました廊下等の滅菌清掃、さらに椅子や掃除機等の備品類等の更新費用といったものが必要でございますので、それにつきまして、一般会計から補助するというものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業振興費の有害鳥獣対策事業の319万2,000円でございますが、これにつきましては、被災をいたしました金網フェンス、あるいは電気柵の復旧に係る補助金を計上しておりますところでございます。金網フェンスにつきましては2,000メートル、電気柵につきましては4,000メートル分の補助金を計上させていただいたところでございます。

次の、農地費の農地保全事業3,610万円につきましては、原材料費として現物支給をいたします砕石代、これを100万円計上しておりますのと、農林漁業事業補助金として3,510万円を計上しております。

この補助金につきましては、受益者が2名以上の農業用水路でありますとか農道等の修繕を受益者がみずから行う場合、その費用の7割を補助するというものと、それから個人の水田に流入をいたしました土砂の撤去費用などについて、その5割を補助するというものでございまして、農業施設の補助に3,150万円、土砂撤去の補助に360万円を見込んでいるところでございます。

なお、以下、災害査定によりまして、国庫補助の対象となる災害復旧費につきましては、決定後に改めて予算計上することとしておりまして、今回は計上しておりませんので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

次に林業振興費の林道維持管理事業の746万5,000円でございますが、林道関係につきましても、原材料費として現物支給をいたします砕石代、これが46万5,000円計上しておりますのと、受益者が2名以上の林道等の修繕につきまして、受益者がみずから行う

場合、その7割を補助することといたしまして700万円を計上しております。

次に、6ページでございますが、商工費の観光費で、鍾乳洞公園管理運営事業として47万円を計上させていただいております。

これにつきましては、質志鍾乳洞公園のため池、それから園庭付近に土砂が堆積をしております、その撤去費を計上したものでございます。

次の消防費でございますが、災害対策費といたしまして、土砂等撤去補助金交付事業として500万円を計上しております。

これにつきましては、本日資料として要綱の概要、それから要綱につきましてもコピーをして配付をさせていただいておりますが、今回、住居及び生活関連施設に流入した土砂等の撤去に要する費用の一部を助成する新たな制度ということで、京丹波町自然災害による土砂等撤去補助金交付要綱を本日から施行し、9月15日以降に発生した自然災害に係るものについて適用をさせていただくということにしております。

その概要につきましては、資料の補助対象経費のところでございますが、自然災害により住居の敷地等に流入した土砂等の撤去費、あくまで業者に支払う経費を対象としておりますけれども、それにつきましては、負担の軽減を図るために補助金を交付するというものでございます。

なお、補助金額につきましては、自己負担に配慮をいたしまして、補助率を段階的に引き上げるということとしておりまして、例を横側に書いておりますけれども、10万円未満の場合は、撤去費の50%を補助するというところでございます。10万円以上30万円未満の場合は、撤去費から10万円を差し引いた残りの額の65%に、差し引いた10万円に対する補助金の5万円を加えた額を支給するということとしております。同じように30万円以上50万円以下につきましては、30万円を差し引いた残りの額の80%に、10万円に対する補助の額5万円と、20万円に対する補助額の13万円の合計18万円を加えた額、これを支給するということとしております。

あと、50万円を超えるような場合につきましては、町長が別に定めて交付することができると、そういうふうな要綱としております。

次に、災害復旧費の農地・農業施設災害復旧事業でございます。2,383万円を計上しております。

これにつきましては、これから受けます災害査定に必要な経費ということで、臨時雇用賃金でありますとか、測量設計委託料、そして国庫補助対象とならない町単独の災害復旧事業分として1,000万円を計上させていただいております。

また、次の、林道災害復旧事業の5, 963万円につきましても、同じくこれからの災害査定に要する経費ということで、臨時雇用賃金、測量設計委託料、そして国庫補助対象とならない町単独の災害復旧事業分として3, 200万円を計上させていただいたところでございます。

次に、7ページでございますが、土木施設の災害復旧事業費には6, 520万円を計上しております。災害査定に要する経費として、消耗品、あるいは測量設計委託料、そして国庫補助対象とならない町単独の災害復旧事業分といたしまして2, 600万円を計上させていただいたところでございます。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、災害復旧費分担金といたしまして、農業災害復旧費分担金300万円を計上しております。

これにつきましては、農地・農業用施設災害復旧事業として、町の単独事業分に係る分担金を計上させていただいたものでございます。

以外につきましては、財政調整基金繰入金により調整をさせていただいたところでございます。

以上、議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

岩田君。

○8番（岩田恵一君） 今回の台風18号を受けまして、町独自の土砂等撤去補助金交付要綱、本当に歓迎すべき制度を導入いただいたということで喜んでるところでございますけれども、ちょっと私も、少し勉強不足なんですけど、支援法に該当しない部分については、京都府が独自に、今回補助をするというようなことが新聞等に報道されておったわけなんですけども、今回、町が制定しました要綱に基づいて補助をされた部分について、府からの、該当するかわかりませんが、上積みをして補助していただいたら、なおかつ被災者の方は喜んでいただけることになると思うんですけども、そういうことになるのかどうか、1点お聞きしておきたいというように思いますのと、それから、以前から私も言っていますように、こういった非常時、災害時には、地元の業者さん、とりわけ測量業者も含めて施工いただける協会の方々の協力が、大変これからも必要になってきますし、重要なことだということで、昨年

でしたか、災害時に応援協定ですか、支援協定というか、それも締結されてというふうに思うんですけども、今回の被災を受けて、そういった事例があったのかどうかということを確認しておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 本日の新聞にも載っておったんですが、府独自で補助金の交付要綱を定められておまして、地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱というのを現在改正中で、京都府のほうで要綱の改正を行っておられます。その分につきましては、明日と10月1日に、市町村向けの説明会がございますので、それを受けまして要綱を定めまして、本町におきましては、床上浸水等の被害が出ておりますので、そういったところについて補助金の適用ができるようにということを考えております。

なお、遡及が可能ということ、京都府のほうに聞いておりますので、床上浸水の被害に遭われた方につきましては、事前に要綱を定める前にこういったものが必要ですよということを、お知らせするように、現在しているところでございます。

また、要綱を定めましたら、予算等をお願いしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 岩崎参事。

○参事（岩崎弘一君） 建設業協会との大規模災害における協定の関係でございますけれども、この趣旨につきましては、大規模な災害が発生した場合に、町の災害対策本部において、調査班等を編成するわけでございますけれども、そうした場合に、手が足りない、大規模な部分がたくさん出ているというような場合を想定しておまして、今回につきましては、災害調査については、町職員独自でできるという判断をいたしまして、今回につきましては、建設業協会には調査等の要請はしなかったところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 本当に、いろいろと大変な被害が起きております。今回の被害ですけども、前回の23号台風と同じところが災害を受けておられるということが言えると思うんですが、いろいろと土砂の撤去なんかには要綱もつくっていただいて、支援、補助ができるということになっておりますけれども、業者に頼まないで家で本当に日にちをかけて土砂の撤去をされているというところもありますし、また、床上というか畳がだめになったという家もあるわけでありまして、そういう自力ですておられるとこなんかは、井戸水があればいいですけども、水道なんか使えば、水道の料金も高がついたりするし、畳なんかも置いても前回かえたのが、また使えなくなるということもあります。そういう土木と産業関係だけ

ではなしに、もっと水道課とか、そういうほかの課も含めていろいろと細かく支援できるそういうことはできないのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 豊の入れかえでありますとか、そういったものにつきましては、先ほど土木課長が申しましたように、現在、京都府のほうでその要綱は作成中でございますので、その適用の対象になるのではないかなというふうに考えております。

あと、水道等につきましても、現在調整中でございますけれども、水道使用量の減免等について、現在検討させていただいております。

さらには、いろいろな制度におきまして、減免規定がございますので、そういったあたりにつきましても、最大限活用できるように検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 今回の被害もそうでしたけれども、今回の台風ではなしに、大雨とか、ゲリラ的な雨が降った場合に、床下まで水が入ってくるとか、そういうことも起きている地域がありますが、ここに個人の用排水路については、補助の要綱の中に入っておりますけれども、地域の排水がうまく真っすぐ流れるような構造になっていないとか、いろいろそういうものもあって被害が台風じゃなくても起きているということがあるんですが、そういう今回のこういう台風を契機に、そういう全般的に見直して快適な生活ができるようにするべきではないかなというふうに思うんですが、それが1点と。

須知川につきましては、須知の町、本町のとことの須知川ですが、大変な被害になっているということがあるんですが、これまでいろいろと改修が言われながら、いろいろ事情もあってできていない部分もあるんですけれども、大変危険なことにもなっているということから、やはり町がある程度中に入っているいろいろと調整もしながら、改修が進むようにするべきではないかなというふうに思っておりますけれども、その点については、どのように今までもそうですし、今後もどのようにお考えになっているか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 須知川の件につきましては、京都府のほうにも確認をいただいております。改修の計画を立てるに当たっては、当然、用地買収等が必要となってまいりますので、まずは今回も、平成16年の台風の被害にも遭われておりますので、そういった意味から地権者の皆様と、また地元の皆様にご協力をいただく中で、改修の計画を定めていただきますように、京都府にお願いしていくのが、まず先決と考えておりますので、今後、

協議のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） お尋ねの水路のことについてでございますが、農業用水路につきましても、国庫補助対象となりますものにつきましても、それにて対応することといたしまして、それ以外の農業用水路につきましても、町の農林漁業関係補助金により地元の受益者の方で復旧工事をお世話になり、先ほどの一般会計の補足説明にもございましたように、補助率70%の交付を予定させていただいているところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 済みません。一定、今回町独自の施策ということで予算化もされておるんですが、具体的な問題として、土砂の除去のことも、今、農林漁業補助金の中でということがあったんですが、確かに見ておりますと、農地へ相当な土砂が入っておるということで、特に川からのものもありますし、山からのものも受けておるということで、田んぼの大半土砂に埋まっておるということもあるわけでございますけれども、非常にそういう面では、それを機会に荒廃をすることも想像されますので、ぜひ、こういう補助金で農地の復元をと思うんですが、具体的には、どの最低の金額から一応対象になるのかというのを、改めて伺っておきたいと思うんですけども。

それから、申請の仕方としては、それぞれ個人がするという事なのか、集落で、例えば、農家組合がまとめてやるということになるのか、もちろんその業者の見積もりというものも必要になると思うんですけども、相当、これだけの事業をやろうとすれば、業者そのものも減っておりますので、なかなかすぐには対応できないという面もあると思うんですが、緊急を要するところから、もちろんせんなんというように思うんですけども、具体的にはその辺はどういうように考えておられるのかということと、それから、有害鳥獣の施設の補助金というのが出ておるんですけども、フェンスと電柵というのがあったんですが、具体的にはメートルは説明があったんですけども、どういう形でこの費用の負担といたしますか、補助の基準というのは出されるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） まず、農地への流入土砂の撤去費でございますが、これにつきましては、業者等へ請け負いで出された分の費用に対しまして、その費用の50%を補助するというものでございまして、その1カ所の工事につきましても、2万円以上40万円未満ということで対象とさせていただいております。

それから、申請方法につきましては、個人農家で行っていただくことも可能ですし、弾力的に、区ですとか農家組合が一括して取りまとめいただいて申請をしていただくことも可能としております。

それから、有害鳥獣被害防止施設の被災部分の補助金でございますが、補助率は資材費の60%ということで、通常有害鳥獣防止施設の補助率と同様にさせていただいております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう1点、伺っておきたいのは、非常にこういう災害で職員の対応とございますか、相当、何日も寝てへんという話も聞くわけでございますけども、健康管理の面で、どういようにしておられるのか、本当に休みをもらって一日中寝ておったという話も聞くわけでございますし、そういう疲れがたまって事故を起こすということも起こり得るわけですし、体調不良も起こるわけでございますので、一番その辺は気をつけんなんといひますか、大事にせんなんとこだと思うんですけども、その辺はどういう形でされておるのか、もちろん住民からの連絡、現地調査というのものもあるわけで、大変なことはよくわかるんですけども、何よりも健康というの一番基本でございますので、健康管理の問題については、どういように指導されたりやられておるのか、伺っておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 健康管理の問題、大変重要でございますし、心配をいたしておるところでもございます。やはり災害時というふうなことで、緊急時の対応ということから、どうしても超過する労働時間ということになってまいります、このあたりにつきましては、できる限り、できる仕事は外注に出していただくというふうなことで、あとは、やはり課内で、あるいは全職員挙げての対応ということで、できるだけ一定の者に負担がかからないように、そうしたことで配慮していきたいと、そのように考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今回の補正予算で臨時賃金というのものもあるんですが、役場の専門のOBですかね、その方にも、こういう場合に協力してもらって、一定期間やるとかいうことも一つの方法かと思うんですけども、そういう考えはないのかどうか、退職された方が応えてくれるかどうかという問題、これはあるわけですけども、しかし、協力を要請してするといふもの、一つの方法かと思うんですけども、その辺の考え方はどうなのか、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 野間参事。

○参事（野間広和君） その件につきましては、お声かけをさせていただいた例もありますし、

現状は、技術的な部分が多いですので、そういった形で臨時的なことでお願いをしておるところでございます。ただし、OBの方に、声かけさせていただいたんですが、正直なところだめでしたので、ほかの方で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

議案第60号 平成25年度京丹波町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。11時まで。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第7、議案第54号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第54号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） お尋ねをするわけなんですけど、歳入の3ページで、当初より保険者が減って申請者も増加したというような説明を聞いたと思うんですけども、何人減ったということ、1点お尋ねしておきたいというのと。

それから、基金の繰り入れの減額のところで、収納率が伸びたとの説明もあったんですが、具体的には、どういうことなのか、お尋ねしておきたいなと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 被保険者の状況でよろしかったでしょうか。

当初予算時点では4,785人、本算定では一時的に伸びまして、4,879人でした。しかし、その後の異動等で7月末では、4,875人と若干被保険者数は減少の傾向でございます。

また、日々加入なり、また脱退なりがございますので、今後も異動は多数あるかと思っております。

それから、基金の繰入金を減額になる分につきましては、今年度につきましては、繰越金によりまして精査をさせていただいた結果で補正をお願いいたしております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 私の聞き間違いかどうか分からないんですが、今、被保険者の数を言うていただいたんですが、説明のときに、歳入で保険者が減ったけども、申請者も増加したという説明があったと思うんですけど、具体的に言うたら補正額が687万9,000円減額になっておるんで、そのことで保険者が減ったと、被保険者がということで、もちろん減るということは収入も減るということで、減額というのはわかるんですが、申請者も増加したという説明を聞いたので、具体的にどういう関係かなということで、お尋ねをしました。

基金の関係も、当然基金の会計上、繰り入れが必要なくなったというのは、当然わかるんですけども、その原因として収納率が伸びたというふうな説明、交付金の増もあったということとあわせて、説明があったと思ったんですが、収納率が伸びたということは、収入のほう、当然増えてこんなと思うんですが、補正額としては減額になっておりますので、差し引きの関係でそういう伸びもあったということかわかりませんが、具体的にそういう説明があったので、改めてお尋ねをしたわけでございますが、もう一度聞いておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今年度の、平成25年度の国保税の減額につきましては、若干の被保険者数の減少はございますけれども、主には基準総所得の減少が、当初予算の見込み額を下回ったことが主な理由でございます。

また、軽減の対象者が増えたということにつきましては、提案説明、補足説明の際に未申告の方への申告勧奨をさせていただいた結果、税の申告をされた方が増えたことによりまして、適正な軽減判定につながったということで説明をさせていただいたところでございます。

また、基金の繰り入れの関係で、収納率との関係につきましては、最終的の、平成24年度の決算においては、そういう状況がございましたが、現在の補正予算のところでは、まだ収納率の影響までは考えられていない状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 3ページの国庫支出金の特定健診の国の負担金2万9,000円、これは過年度分の追加交付ということになっておりますけれども、常任委員会でも聞いていたかもわかりませんが、これは国も府も負担金として払って、歳入に入れてもらっているわけでありますが、当然、本町もそれに見合う分を入れるということにはならないのか、この会計でいろいろ特定健診の事業費を見ているわけでありますので、そういう点では、国・府・町も同じように負担区分することになっているんじゃないかと思うんですが、それはどういうことになっているんでしょうか。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 特定健診に係ります国、または府の負担金につきましては、基準額に基づいて受診された、受健されたといいますか、健診を受けられた方の数なり、また所得区分等に合わせて基準額が決められております。その分を町としても同じだけ持つとか、そういう基準には現在のところになっておりません。基準額が実勢価格といいますか、委託する金額に比較しまして、決して十分ではないということで、京都府さんを通じまして国のほうにも要望は上げさせていただいております。一般会計から幾ら繰り入れて対応していくかということにつきましては、先の一般質問のときにもございましたけれども、引き続き検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決します。

議案第54号 平成25年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第55号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第8、議案第55号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点、お尋ねしておきます。歳出4ページで、人間ドックの助成金の追加があるんですけども、何件分で、具体的に、人間ドックの場合には、どこの病院でそれぞれ何人ぐらい受けられるのか、わかっておれば伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 人間ドックの助成金につきましては、当初予算時点では34名分を見込んでおりました。今回、補正時点では、全体数として45名分を見込んでの補正をお願いしておりますけれども、特に脳ドックのお申し込みが多い状況から、これまでのお1人当たりの単価をもとに増額補正をお願いいたしております。

人間ドックのお申し込み状況ですけれども、人数の集計はいたしておりませんが、明治国際医療大学、また公立南丹病院、綾部市立病院などが多くご利用いただいているところでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。

議案第55号 平成25年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

て、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第56号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第9、議案第56号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第56号を採決します。

議案第56号 平成25年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第57号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第10、議案第57号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

議案第57号 平成25年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第58号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第11、議案第58号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) 1点、伺っておきたいと思うんですが、今回の主なものは、給与の減額とか経費の関係等、出されておるわけでございますけども、医業収益の関係ですね、いわゆる、今、京丹波町病院での患者の問題、一つ伺っておきたいと思うんですけども、最近、入院患者が大幅に減っておると、ようけベッドあいとるでという話を聞くんですが、実際の状況と患者の動向、今後の見通しについて伺っておきたいなど。

それから、その分析をされておるのかどうかということもあわせて伺っておきます。

○議長(野口久之君) 藤田医療政策課長。

○医療政策課長(藤田正則君) ただいまのご質問でございますが、入院患者、秋口になりましたら、例年減ってまいります。農繁期等の関係もありますし、また、今の稼働率が大体、約5割ぐらいでございます。

昔から、柿が赤くなれば医師が青くなると申しまして、そういった状況のことが秋口には若干続くようでございます。

なお、後半につきましては、先般の経営会議等でも、今後の、いわゆる入院の巻き返し、そしてまた、在宅医療等その分在宅医療が、入院が減った分進んでおりますので、今後につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 入院の状況が5割というので、非常に稼働率としては大変だというように思うんだけど、それだけ健康という裏返しかもしれませんが、通院患者の状況というのを、あわせてどうなのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 通院患者につきましては、毎月、大体130人から140人台、例月どおり稼働しておるような状況でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

議案第58号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

寺尾町長から、議案第61号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

議案第61号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

《追加日程第2、議案第61号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 追加日程第2、議案第61号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 議案第61号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)につきましても、収益的収支に400万円を追加しまして、補正後の額を9億2,050万円とすることをお願いしております。

京丹波町病院の雨漏りによる天井修繕費用のほか、床面などの滅菌清掃費用、被災備品の更新費用などを計上いたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますこと、お願い申し上げます。

○議長(野口久之君) 補足説明を担当課長から求めます。

藤田医療政策課長。

○医療政策課長(藤田正則君) 失礼いたします。

議案第61号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)につきましても、補足説明を申し上げます。

ただいま、町長から提案説明のありましたとおり、今般の台風18号の影響によりまして、未明から朝方にかけて豪雨と京丹波町病院付近を流れる高屋川の増水、氾濫によりまして、町病院の建物及び設備の一部が被害を受けました。

1階部分におきましては、河川の増水によりまして、病院の西側及び正面の南側の府道側のほうから増水した水が、一気に押し寄せ、1階の正面玄関付近からの待合室の一部及び西側の夜間出入り口付近が浸水をいたしました。

また、2階及び3階部分につきましても、豪雨により雨漏りが発生いたし3階のオペ室の一部、そして会議室の一部、また2階の家族らの待合室用の談話室等を中心として雨漏りが発生いたし、今回、水害により破損しました建物の一部と設備の修繕と浸水による洗浄及び

消毒等を補正予算で対応をお願いするものでございます。

なお、入院中の2階の患者の皆様の病室につきましては、何の影響もなく幸いです。

3階からの雨漏りにつきましては、現在、原因を究明中でございます。

また、和知診療所、歯科診療所及び質美診療所につきましては、被害は受けておりません。

では、今回の病院事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び収益的支出の補正としましては、先ほど、今議会で議決をいただきました議決額9億1,650万円に、今回の補正額400万円を追加して、全体で9億2,050万円とすることをお願いするものでございます。

予算書をめくっていただきまして、説明書の1ページと2ページでござらんさってください。

下段にございます収益的支出のところにおきまして、消耗品費として災害対応の清掃道具、医療用品等に20万円を、消耗備品費としまして、3階オペ室や2階の談話室を主とした対応として、軽微な家具やロッカー類や業務用電化製品類に50万円を、委託料として、3階オペ室の一部と2階談話室の天井修復、照明機器類等の修復、そして1階の廊下をはじめとする病院内の廊下類や滅菌清掃、消毒等に330万円を計上いたし、合計400万円の補正をお願いするものでございます。

これらの収益的収入といたしましては、一般会計より400万円の運営補助金を充当してお願いするものでございます。

以上、病院事業会計補正予算に係る補足説明でございました。ご審議いただきまして、ご議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第61号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま説明をいただきましたが、1階部分は洪水による浸水ということでありました。3階、2階、これは雨漏りということですが、この病院建てられて8年ぐらいの経過ではないかと思えます。こうした短期間で、台風によってということですが、どういった状況で雨漏りになったのか、今、原因を究明しているという説明でありましたが、構造上の問題という点も考えられないのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 主な原因については、ただいま究明中でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、屋根の雨漏りについては調査中ということなんですけども、集中豪雨と今回のような、また来るかどうかという問題はありますが、まだ、台風が来ることも当然、あるわけですし、集中豪雨がまた来るということは絶対ないとは言えないわけなんですけども、応急的な処置としては、どういように屋根の雨漏りについてはされておるのか、また、調査については、いつごろにその原因というのはわかるということになるのか、それを受けてもちろん対応ということになると思うんですけども、その辺もう少し見直しを含めてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 原因究明につきましては、昨日も、関係者一同が集まって、今現在、現場を見たり、そしてまた、当時の設計図面等を研究する中で、今進めている最中でございます。見直しといたしましては、1カ月、2カ月もかかるものではございません。この補正予算をお認めいただきまして、修理等には、ここ半月等で修復等はできるものではないかと、こちらとしては思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私、お尋ねしたのは、もちろんそれもですが、屋根から雨が漏っておるということになれば、応急的な措置も必要になるんじゃないかというように思うんですけども、そういう必要はないということなのか、半月もかかっておったら雨がまた降ると、台風も来ると、当然想定されるんですけども、来るのがわかってから、ほんなら屋根に、例えば、シートを張るとか、そういうような処置を考えておられるのか、専門家に調査ということになるかと思うんですけども、調査の仕方も私ども素人でわかりませんが、ある程度、専門家が見れば、ここからということもある程度わかると思うんですけども、もちろん、それによってどういうような手だてを打つかというのは、専門的にいろいろ時間がかかるかもしれませんが、原因そのものは一定、はっきりするんじゃないかと思うんですけども、その辺では、もう少しそういう対応をするということが必要と思うんですけど、私がお尋ねしたのは、あわせて雨漏りの、対策としては、屋根はどうするのかと、原因がわかるまで放置しとくということではなしに、緊急的な対応も当然必要やと、屋根、普通の民家であれば、ブルーのシートなんかよくすぐかけて、応急措置もされておるわけでございますけども、そ

ういう措置は、必要ないということなのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 雨漏りにつきましては、一度も屋根とは申しておりませんので、側面のほうはやられているように、我々は見受けております。側面といたしますのは、3階部分の中央あたりから雨が漏った形跡がございますので、いわゆる側面部分につきまして、今現在、その応急対応等を急いでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 西山君。

○11番（西山和樹君） これは町長と申しますか、理事者側の皆さん方にお伺いしておきたいんですが、実はあそこにCATVと、それから保育所と病院という町の大事な建物があそこにあるわけですが、保育所の横の河川の堤防と申しますか、堤体が流されたんで、今応急的に土のうが積まれておりますけれども、あその河川をもうちょっと基本的に広げるなり何なりの要望を国に対してされる気持ちはないか、ちょうどあの部分で病院の下側にある邸宅の高さと同じとまではいかななくても、それに近い擁壁をつくれば、あそのところに水がたまるということはない、今初めて聞いて、ちょっと私もびっくりしたんですが、病院の玄関のところからまで、はっきり申し上げて、あの程度の水でそこまで来るとするのは10年に1回は必ず来るということを計算しとかなきゃいかん。

前のときに、保育所の、これは三、四年前だったと記憶していますが、保育所の横の堤体がやられましたね。それがまた今度、その下側のところがやられている。今回の場合には、そういう不幸な事故がなかったんでよかったようなものの、特に入院している方たちが不安に思われるような状態ということは、絶対に回避すべきであろうというふうに、私は考えます。

そういう意味で、国交省なり京都府に準用河川であれば、京都府のほうに対してになるんじゃないかと思いますが、要は、あその堤体をしっかりしたものにしてもらうのは当然のことですけれども、その上に、防波堤じゃない、要は水が来ないように、防水堤を、それほど厚くなくても30センチもあれば十分だと思うんですが、それぐらいのもので、あそこに堤体をつくる予定はないのか、もしくはそういうことを要望しようという段取りは、町のほうとしてはなさっていないか、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） その質問は、国保京丹波町病院事業だけで解決できるものじゃないと思うんですけども、それは全体として検討していかんなんというふうに思うんで、国保京丹波町病院だけで、ほなこうします、ああしますとはできないだろうというふうに思いますが。

藤田医療政策課長、別にないですか。河川改修とかいうところで、全体の問題でありますので、国保京丹波町病院だけでは解決できるものではないと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 質問があつたんですが、私も、当時、朝6時過ぎにあの病院のところにあったんですが、逆流してどんどん水が保育所と病院の間の道路が河川になっておりました。そういうことで、本当に、病院へ水が入っていくということからすると、もちろんそういう全体的なことをございますけども、抜本的な対策を考えるというのは当然必要やと思うんですが、そういう面で、今ありましたように、病院という医療機関、保育所というのがありますけど、特に今医療の関係から言うと、対策はやるべきだという、そういう指摘やつたと思うので、その辺は、町長としてどのように考えておられるのか、当然、私もお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう抜本的な対策は必要だというふうに認識しております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

議案第61号 平成25年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、認定第1号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について～日程第27、認定第16号 平成24年度国保京丹波町病院事業決算の認定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、認定第1号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決

算の認定についてから日程第27、認定第16号 平成24年度国保京丹波町病院事業決算の認定についてを一括議題といたします。

16件について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、岩田恵一君。

○決算特別委員会委員長（岩田恵一君） 去る9月3日の本会議において、決算特別委員会に付託されました平成24年度京丹波町一般会計、14特別会計、京丹波町病院事業決算認定について、委員長報告をいたします。

決算特別委員会は、9月10日、13日、いずれも午前9時から開催をいたしました。

それぞれの審議内容につきましては、順を追ってご報告申し上げるのが本意ではございますが、議長、議会選出の監査委員を除く委員で特別委員会が設置されたこと、また、議事録も作成されますことから、省略をさせていただきます。

審査の結果につきましては、9月13日に、議長宛てに提出しておりますお手元に配付の委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第16号までの16議案について、いずれも原案どおり認定となりました。

それでは、委員会審査報告書を朗読し、報告とさせていただきます。

平成25年9月13日

京丹波町議会議長 野口久之様

決算特別委員会委員長 岩田恵一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をさせていただきます。

認定第1号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第2号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第3号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第4号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第5号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 原案

認定

認定第6号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第7号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第8号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第9号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第10号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第11号 平成24年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第12号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第13号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第14号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第15号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 原案認定

認定第16号 平成24年度国保京丹波町病院事業決算の認定について 原案認定  
以上でございます。

○議長（野口久之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

認定第1号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東 まさ子君） それでは、本議会に上程されております認定第1号 平成24年度

京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成24年度の京丹波町一般会計歳入総額は124億4,468万1,875円、歳出総額120億3,560万7,753円で、差し引き額4億907万4,122円となっています。歳入では、平成24年度は16歳以下の扶養控除の廃止、16歳から18歳までの特別扶養控除が縮小され、その影響を受ける人は約1,000人ということでありました。1,980万円の、この方たちに増税がされました。

歳出では、まず、税機構についてであります。国保税の滞納分も税機構に移管されておりますが、自治体がしっかり住民と向き合う中でこそ暮らしの実態や課題を見つけ、施策に結びつけていけるのではないのでしょうか。悪質な案件だけ移管するべきであります。

また、特に固定資産税の大口不納欠損として7,668万1,000円が提案されましたが、住民が滞納すれば即税機構に送られます。今回のこの措置について、余りにも大きな差があり、住民からは不信の声も出されております。

また、蒲生野中学校は、災害避難所にもなっており、防災上からも全面的にトイレの改修を最優先にして行うべきであります。

夏場の猛暑対策として、普通教室へのクーラー設置の具体化を図るべきであります。

また、土地開発公社の塩漬け土地の買い戻しについて、旧町時代の処理ではありますが、土地開発公社が公共用地の先行買収をする際のルールを踏まえず、逸脱買収していることが、今回の買い戻しで判明をいたしました。経緯を明らかにして納得いく予算執行とすべきであります。

原子力防災計画について、平成25年3月に整備をされたものをいただきました。緊急時防護措置区域のUPZの半径30キロでの計画を立てられております。福島をの教訓を生かすなら、福島原発では50キロ以上離れた地域も、避難せざるを得ない状況になっているのであり、京丹波町全域を含めた計画にすべきであります。

職員適正化計画の中で、正職員が削減され、保育所や病院、バス事業所では、大半が非正規の雇用体制となっております。臨時職員は臨時的、一時的な業務に対応するとして採用されていますが、実際には正規職員と同じ仕事に従事されている場合が多いのではないのでしょうか。正規雇用を増やすべきであります。

公正で、そして住民の暮らし安全を守る自治体の役割を、しっかりと果たしていただくことを指摘いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

横山君。

○5番（横山 勲君） それでは、ただいま上程になっております認定第1号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定に、賛成の立場で討論をいたします。

まず最初に、福知山の花火大会におきまして、不慮の事故によりお亡くなりになりました方々のご冥福と20名にも及びます大きなけがをされました方々が、一日も早く全快をされるようお祈りを申し上げます。

さらに、先の台風18号の、ゲリラ的な豪雨によりまして被災されました被災地域の方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をされ、復興のつち音が力強く響くことをこいねがっております。

さて、平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決算は、寺尾町政5年目となります通年予算でありました。町長の政権推進の基本であります「安心・活力・愛のあるまちづくり」を具体化いたします年度として、また、未来への投資を行うための積極的な決算でありました。

我が国の経済は、閉塞感が払しょくできない状況の中で、新政権が発足し、大胆な金融施策に加えまして、日本経済再生に向けた緊急対策として大型の補正が行われ、いわゆる15カ月予算として、切れ目のない経済対策が実行されたのではありますが、私たちの町におきます実態は、そのことには乏しく、むしろガソリン代、食料品の値上げなど一向に回復の基調が、実感が伴ってきてない情勢の中でありましたが、地域医療、保険、消防、防災、町営バス更新運行など、全ての部分におきまして、安心して暮らせるまちづくりの施策など、推進をいただき、着実に実行をいただいた年度でございました。

また、農林商工分野におきましても、シカの大量捕獲装置の実験研究をはじめとする、有害鳥獣対策、担い手対策、農産物振興、環境保全、循環型農業の推進にも取り組まれ、さらに、我が町京丹波町は、食の郷、食の町として、より広く豊かな食の発信と多くの方が我が町を訪れていただく取り組みなど、幅広い角度からの取り組みをいただき、着実に我が町の産業の活性化につながった年度であったと考えます。

また、全ての中学校での給食実施に向け瑞穂給食センターも建築され、あわせて給食が実施されますそれぞれの中学校の給食の配膳室の整備もいただきました。おかげさまで平成25年度から全ての中学校における完全給食の実施となったところでございます。

また、新しい京丹波の拠点、未来に対する投資として、丹波PAの整備開発も進められ、地域振興の拠点として今後の整備に期待をいたしますとともに、新しい夢を覚えております。

また、私たちの町は、分水嶺に位置いたしますことから、本当に水不足には悩まされてまいりました。それこそ、先人たちと一緒に長きにわたっての悲願でありました畑川ダムも完

成をいたしました。引き続き、ダム湖畔の周辺整備も進められており、景観からも配慮された新たな本町の観光の名所として、町の活性化に寄与できる整備となりますことを、これは期待をいたします。

さらに、これは平成25年度、本年度であったわけではありますが、この5月には記念すべき通水式が行われ、喜びが沸き起こったところであり、今後は水不足に悩まされることもなく、安心して日々の生活が、暮らしが営まれますことは感慨ひとしおでございます。

私自身も、こうした記念すべき場所に立ち会えましたこと、喜びにたえません。これで企業誘致の基盤も整い、京丹波町の新しい夜明けを感じております。

町長の公約でありました「安心・活力・愛のあるまちづくり」の仕上げに向けての平成24年度は、さまざまな施策が着実に展開された年度でありました。

さらに、財政上の大きな課題でありました土地開発公社先行取得用地、いわゆる塩漬け土地につきましても、計画的に買い戻しをいただきました。当初計画では、債務解消は平成25年の頃になるのではなかろうかなという予測もいたしておりましたが、先ほど、平成25年度一般会計の補正予算（第1号）でも3億1,200万円余りの基金繰り入れを、積み立てをいただきました。

この姿を見ておりますときに、平成25年度中には、全ての債務は解消がされるのではないかと大きな期待をいたしております。

さらに、地方債の残高も積極的な繰り入れと新規発行の抑制により、平成23年度に対しまして7億5,500万円余りを縮減いただきました。

また、財政調整基金を取り崩すことなく、健全な財政運営がされましたことにつきましても、大きく評価をし賛同をするものでございます。

しかしながら、今後におきましては、平成27年度には合併特例の期間が終了することとなっております。平成27年度まで見込まれております普通交付税約11億円が、段階的ではございますが縮小され、平成33年にはなくなると見込まれております。

今後、丹波PAに隣接の拠点整備施設など、大型の事業も展開されておりますこともあり、より一層の歳入確保と歳出の抑制が求められております。

加えて、4億4,200万円余りを上回ります収入未済、9,600万円余りにも上りまます膨大な不納欠損金の処分など、歳入確保の観点はもとより、負担の公平性の観点からも、決して容認ができるものではございません。

今後は、金融機関の再引き落としの実施、コンビニ納付などの歳入確保対策を求め、あわせて不納欠損について1円収納などの時効停止処置の対策、処理後の再管理対策など、より

一層の歳入確保と経費節減を求め、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま上程されております認定第1号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決算に反対の立場から討論を行います。

平成24年度京丹波町一般会計決算は、歳出総額120億3,560万7,753円で、平成23年度決算額を上回る合併後最大規模となりました。寺尾町政3年目の決算は、平成23年度で打ち出した長期的な新規事業を、種をまく事業として大型事業を進め、それを未来への投資として積極的に取り組まれてきました。

自民党安倍内閣が総選挙で再登板して、アベノミクスの効果が出ていると言われますが、労働者の賃金は下がる一方で、購買力は低下しているのです。貧富の差が一層拡大しています。

また、東日本大震災は、地震と津波に福島第一原子力発電所事故による放射能漏れの除染のおくれとあわせて汚染水漏れで復興、復旧が大幅におくれています。放射能という目に見えない物質は、多くの国民を不安に陥れています。正確な情報の開示はもちろんですが、国内の全ての原子力発電所は、廃炉に向けて踏み出すべきです。

また、消費税増税が社会保障や給付に直結するのではなく、大企業の減税や国債の償還などに充てられることが明らかになってきています。しかも、増税に合わせて効率化の名による医療、介護、年金の給付に削減が予定をされております。消費税増税は絶対すべきではありません。一層景気を悪くし、経済を落ち込ませます。安心して毎日を暮らしたい、困ったときに応援してほしいと思っている町民の願いに、応える町政が今求められているのです。

平成24年度は、「安心・活力・愛のあるまちづくり」をより具体化する年度として、これまで取り組んできた各実施策を一層充実させ、将来の発展に向けた事業、未来への投資を行うための積極的な事業として推進をされました。

その中で、町内商工業者の活性化を図るために、住宅改修補助金制度は、経済効果は実証済みであり、補助金の引き上げや新築も対象にするなど、制度の充実も求められていますが、地域の活性化につながり、この点では評価をするものであります。

また、バス路線拡充や中学校の給食実施への取り組みなど、住民の願いと期待に応えたものとして賛同するものです。

しかし、幾つかの問題点を指摘するものです。

一つには、畑川ダムからの取水は、将来住民に大きな負担を求めることになることが一層

明らかになってきております。将来に大きな禍根を残すものです。

畑川ダム計画の当初の目的は、丹波と瑞穂にある開発団地、7,114区画に6,000人の人口が増えるとして計画されたもので、平成25年度の人口目標を2万2,500人にしておりましたが、平成30年度に1万9,000人に変更、さらに、将来の人口予測を1万4,260人と、大幅に変更をしております。将来の人口予測を8,240人も減らすのは、今の瑞穂地区、和知地区の人口と同じぐらいの人数、二つの旧町がなくなったのと同じ人数であります。大幅に人口を減らしながらダムからの取水は日量5,000トン、取水量は変更しない。計画そのものが破綻をしていることではないでしょうか。開発団地に6,000人増えるとした計画以上に、人口が減少する予測を立てながら、ダムからの取水をすることが無駄な投資であることは明らかです。人口が増えないかわりに、丹波、瑞穂にある事業所の水需要要望が4,989トンあるとして、水需要の根拠としていますが、民間企業との約束は、その時々で経済状況で一変することもあり、民間企業の水需要を根拠にするのは、本末転倒ではないでしょうか。

また、一企業のために責任を持って水を確保する確約書を提出する、そのために多額の税金を投入して、事業を推進しながら、報告された事業報告の上水道の現況報告に、事業所への給水状況など、報告されていないことは、即刻改善すべきです。

畑川ダム本体工事は完成しましたが、目的も洪水調整に変更し、取水は見直すべきです。

また、「安心・活力・愛のあるまちづくり」をより具体化する年度として、将来への投資と位置づけた丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点施設の整備を、将来にわたり高速道路利用者を地域資源として捉え、地域振興に寄与する施設として建設に向けて取り組まれました。

この事業は、平成16年5月に、旧丹波町議会に提出された要望書と同じ趣旨で、高速道路を中心にしたまちづくりの大型開発事業です。高速道路利用者が地域振興拠点施設に立ち寄って、ジュース1本でも買ってもらうことが大事と言われますが、15億円以上の税金を投入して、住民の暮らしを高め、町内業者の商売を伸ばすことになるのか、農産物がどれだけ売れるのか、地域振興にどうつながるのか、どれだけの町民がかかわるのかが見えてきません。この地域振興拠点施設建設は、町民の要求や要望から出たものではなく、行政主導で進めてきたものですが、最近の高速道路にあるサービスエリアの店は、コンビニが運営を行っています。用地の買収など、建設に向けて事業が実施をされましたが、活力の種が借金の種になることは明らかです。規模や事業内容を見直すべきです。

また、畑川ダムの周辺整備として、地元が要望するグラウンドゴルフ場など、憩いの場所

の建設に向けて進んでいますが、事業規模も内容も明らかにされていません。住民に明らかにすべきです。用地買収を含めると、事業費数億円は必要と考えられます。人をこちらから出向いて迎えるための大きな施設をつくるのではなく、高速道路のインターチェンジから町へ引き寄せる魅力あるまちづくりが求められていると考えます。

合併当初は、公債費比率が高いことや借金が多いとして住民要望がことごとく抑えられ、住民の不満が大きく広がりました。今、公債費比率が14%まで下がりましたが、合併以来借金を増やさないで、繰り上げ償還など借金を減らすことができたのは、経済対策としての国の交付金や住民の要望をお金がない、実施しなかったこと、人件費を大きく削減してきたことなどから、公債費比率が下がったものです。

合併特例期間終了後の行財政運営の見直しをもって、行財政運営を行うべきです。借金は増やさないことを第一にすべきです。

平成24年は、保育所の耐震改修、子育て支援や、医療費助成、妊婦健診、獣害対策、道路改修など、住民要求も実施をされましたが、京丹波町の周辺部では、高齢化率が50%を超えるなど、過疎と高齢化が一層進んでおります。毎日を安心して暮らせるようにしてほしい、高齢者や障害者で車の乗れない交通弱者、国保加入者で法定減免の対象が5割を超えるなどの暮らしの実態は、ますます厳しくなっています。健康で安心して暮らすためには、何が必要なのかを第一に考えるべきです。

大型プロジェクトで借金の種を生む取り組みではなく、震災の教訓からも、公共施設などが果たした役割は大きいものです。耐震調査など総点検や対策を取り組むなど、防災計画の抜本見直しが必要になっています。

放射能汚染や防災対策は、住民不安をなくすことが何より必要です。地方自治体として町民の健康や安心・安全を第一に考えた取り組みを強く求めるものです。

また、診療所を京丹波町病院へ一本化し、今年度から医師の増員確保ができたことへの努力は評価しますが、院外処方せんへの住民の不安にしっかり応えるべきです。病院でも薬を出し、患者が選択できるようにすべきです。

まちづくりの基本は、住民と行政の信頼関係、自治意識をどう高めていくかが大事です。今、住民の暮らしも営業も大変です。予定されている消費税増税などとあわせて、中小零細業者の皆さんは、事業の縮小や単価の切り下げ、お客は大型店に行ってしまう、農家は獣害被害とあわせて米の価格の低迷や天候不順も加わり、行き先不安でいっぱいです。循環型経済政策など町民の所得を高めるための施策を町民目線で取り組むことが必要です。有機活用農業振興条例で町独自の認証制度を取り組むなど、農家を励ますことや国保税の引き下げな

ど、暮らしを支える対策などを取り組むべきです。これを強く求めるものです。

最後に指摘したいのは、町長の政治姿勢です。京丹波町は合併直後に、副町長や町幹部の贈収賄事件が発生し、町民は大きなショックを受けました。また、大きな傷跡を残しました。こうした事件をきっかけにして、議員や町長など、幹部の政治倫理が強く求められ、議会議員の政治倫理条例や職員の倫理条例が制定されました。

こうした趣旨からも、町三役の政治倫理は議会議員の政治倫理条例よりも厳しくあるべきです。それは、自治体の重要な意思決定に関与する権限を持ち、その裁量権が大きいため、重い政治責任を負うものです。町長など、特別職には地方公務員法に適用がありません。それだけ重い政治倫理責任があるのです。町の発注する事業、町長の親族グループと契約することは、町長の重い政治倫理責任からしてもすべきではありません。

また、職員倫理条例に、違反していないと言われますが、条例には、町民から疑惑をもたれないこととされていますが、不信の声が出されていることから、疑惑を持たれています。これこそ条例違反になるではありませんか。

また、決算委員会で明らかにされた副町長のゴルフ場の役員、理事の就任問題は、町内の一企業に町がテコ入れすることになります。しかも、理事会で理事長を監視する日々の経営をチェックする将来性のある会社にしか役員にならないなどと答弁がありましたが、どんな理由をつけようとも、京丹波町を代表する立場の幹部が、町内の一企業の理事に就任することは絶対にすべきではありません。何の理由で京丹波町が一企業を特別扱いされるのか、町民が納得できる説明をすべきですし、即刻辞退すべきです。

この間の町長の政治姿勢、政治倫理は、町民の目線から大きく外れていることを強く指摘し、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに、討論はございませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） 認定第1号 平成24年度京丹波町一般会計決算に、私は認定すべきとの立場から賛成討論を行います。

平成24年度は、寺尾町政にとって町長就任、任期3年目の折り返しの年でありましたが、本決算を見る限り、町民に約束された「安心・活力・愛のあるまちづくり」を具体化していく諸施策を職員一丸となって着実に執行され、就任3年目の決算が、町民の負託に應える中で達成されたものと大きく評価するものであります。

ご承知のとおり、厳しい財政状況の中でありましたが、まずは、限られた予算の中で、さまざまな分野に目配りをしながらも、将来にわたる財政の健全化を念頭に、大胆な中にもき

め細やかな予算執行に努められ、住民目線に立ったバランスのとれた決算であるというふう  
に認めます。

以下、事業内容を検証しますと、主な事業では、町政の基本である町民の命と健康を守り、  
安心して暮らせるまちづくりのための京丹波町病院を核とした地域医療体制の充実をはじめ、  
高齢者が安心して暮らせるための高齢者ふれあい事業の実施、子育て医療費助成事業などの  
子育て支援の充実や、上豊田保育所耐震補強事業の実施など、また、消防防災では、地域防  
災計画の改定や、消防車両の更新など、災害に強いまちづくり施策の推進など、一方、活力  
のあるまちづくりでは、丹波パーキングエリアに隣接する新たな地域振興拠点施設の事業着  
手や、年々増加する有害鳥獣被害防止対策、特産物産地化等の農業振興策や森林管理道開設  
などの林業振興、また畑川ダム建設による水資源の確保と関連整備事業の推進など、社会資  
本の整備等をはじめとして、元気なまちづくり施策の推進が図られたものであります。

また、愛のあるまちづくりでは、10カ月児からの乳幼児保育や、幼児、児童のファミリ  
ーサポート事業の実施、学校給食の全校実施のための給食調理場整備事業や蒲生野中学校校  
舎改修事業など、安全で快適なまちづくり施策の充実が図られております。

その他、将来にわたり、健全な財政運営の基盤づくりのため地方債の繰上償還や、土地開  
発公社からの債務解消に向けて塩漬け土地の買い戻しなど、安心・活力・愛のある町民目線  
に立った福祉の増進と、京丹波町の将来にわたる発展に向けた基盤整備が着実に実行に移さ  
れたものと認めます。

一方、歳入面では、町税が固定資産税の評価がえによる家屋分の減少により、前年度比1,  
470万円減額の16億7,300万円となりました。

また、徴収率については、現年度分が98.53%、滞納繰越分が15.6%と、いずれ  
も前年度より上昇しており、ふだんの徴収努力の跡がうかがえますが、ここで収納対策につ  
いて一言申し上げるならば、監査委員からの指摘にもあるように、公平性確保の観点から、  
徴収業務は全力を挙げるべきであり、不納欠損が生じないよう適切な債権管理をしていくべ  
きと考えます。

特に、病弱の高齢世帯など、特段の配慮が必要な場合を除いて、滞納者に対しては、時効  
による債権消滅にならないように、厳正に対処すべきことを申し添えておきます。

引き続き経常経費の削減と公債費の抑制など、一層の行財政改革を断行しながら、片や住  
民の多様なニーズに的確に対応されるよう、一層のご精進を願うものであります。

よって、本決算は、本町の当面する諸課題や将来展望を見据えた中で、住民要望に的確に  
対応されたものと認め、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

決算認定の表決は、起立により行います。

これより、認定第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

認定第1号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は、委員長報告のとおり認定されました。

ここで、12時を回りまして、まことに申しわけございませんでした。

暫時、これから休憩をいたします。1時半までいたしますので、よろしく願います。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

山田君。

○6番（山田 均君） 冒頭に、大変申しわけありません。先ほど、平成25年度京丹波町の一般会計補正予算第1号の反対討論で、私、町有地の整備工事に3,600円という数字を言うたという局長のご指摘がございまして、3,600万円の誤りですんで、訂正しておわびしたいと思います。よろしく願います。

○議長（野口久之君） それでは、次に、認定第2号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東 まさ子君） それでは、認定第2号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成24年度国保会計歳入歳出差し引き額は、5,722万1,325円の黒字となりました。前年度の繰越金608万8,962万円を差し引いても、5,113万2,863円の単年度黒字となりました。

本町では、平成21年度の国保税引き上げ以降、税率は据え置きとされてきました。しか

し、決算資料にもあるように、国保税が払えない世帯、町当局のほうでは減っているとの答弁もありましたが、483世帯で滞納が存在していることからみても明らかなように重い負担で払えない、そういう状況があります。

また、滞納処理として、京都税機構との連携のもと、かなりの差し押さえをされておりますが、実態把握を行い、生活を脅かすことがないよう十分な配慮を求めるものであります。

さらに、長期にわたり保険証が届いていない世帯があります。電話や訪問を含めた対応で実態把握をしていただき、住所が確認できた全ての世帯に保険証を交付できるよう取り組みを求めます。

その際、きめ細かな対応が行えるように、一部負担金や保険税の減免制度の要綱を整備しておくことが重要です。

この間、国の福祉医療に対する補助金減額、また保険税の未収納額、あるいは付加限度額、超過額、さらに特定健診費用などについて、ルールを定めて一般会計から繰り入れを行うよう、求めてまいりました。国保加入者の所得は減り続けております。今、府下26の自治体で、法定外の一般会計からの繰り入れが行われているところです。本町も行うべきと考えます。

さらに、平成24年度は、5,113万円の黒字が生まれており、保険税の引き下げは可能です。国保の財政運営が厳しくなっているのは国庫負担の大幅引き下げ、そして加入世帯の収入が減少していることによります。医療費が増大する一方で、国は負担率を引き下げてきました。国の負担をもとに戻すことが重要です。

しかしながら、今年度から国庫負担を34%から32%に引き下げ、府の財政調整交付金を7%から9%に引き上げました。国のこうした負担削減の方向には賛成できないことを申し述べまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○12番（原田寿賀美君） それでは、私は、認定第2号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計について、賛成の立場から討論を行います。

ご案内のとおり、当国民健康保険事業につきましては、私たち全ての者に与えられた健康で文化的な最低限の生活を営むことが保障されている制度でございます。

特に、平成24年度の決算状況を見ますと、前年度と比較をしたときに、歳入では1億2,200万円の増、また歳出では7,200万円強の増額となっております。実質収支額では、5,700万円強となっております。歳入では、国・府の調整財政交付金、さらには補助金

におきまして、増額の傾向が見られております。

さらには、保険税におきましても、550万円の増額という部分で、本当に厳しい財政の中で、担当事務等々におきまして、努力の成果がうかがわれております。

さらには、歳出のほうで見ますと、やはり、先に申し上げましたように、住民の健康保持に努めていくという部分で、人間ドック、さらには一般健診等々の事業計画がされまして、健康の増進事業に力を入れていただいております。

特に、検診等の一般的な無料化制度を導入されまして、国保の医療費の増額阻止を目指されておるたまものと思います。

ところが、一般的に言います黒字5,700万円におきましても、安堵はしておられない状況であります。これは特に、国の制度によります医療制度の推計によりまして、一定の交付金が決定をされまして、平成24年度の事業の中では、かなりの増額助成が見込まれております。

ところが、現実の実績にあわせて、この精算をいたしますと、平成25年度におきまして、約3,800万円ほどの償還請求が来るものと予測されております。

そんな中で、特に平成21年度に保険税の見直しがされましてから以降、寺尾町政になりまして、かたい決意で保険税の値上げはしないという、その立場で3年余り据え置きがとられてきました。その間では、心配しておりましたんですが、基金の取り崩しがされるであろうと思っておりましたが、平成24年度はゼロです。そして、事務局の努力によりまして、一般会計からの繰り入れ、基準内ではありますが、それぞれの模索をして一般会計から今回は1億円弱の繰り入れ状況となりました。

ところが、これから健康保険事業を推計してみますと、本当に皆保険制度であり、また最後の最後のとりで制度でもあるということで、本当に厳しくなるご時世は目の前に来ております。

しかし、寺尾町政以下、ご努力をいただきまして、未収金の徴収、さらには健康増進、医療費の減額対策を十分にやっただきまして、国民健康保険が末永く健全な事業でありまして、住民の皆さんの健康と幸せを増進することを、特にお願いをいたしまして、私の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは、ただいま上程をされております認定第3号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の認定に、反対の立場から討論を行います。

平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートをし、4回目の決算となります。

75歳という年齢で区別をし、医療費と人口が増えるに従い、保険料が自動的に上がっていく仕組みが、この制度であり、我が日本共産党は、一貫してこの制度の見直しを求めて反対をしまいにしました。

本町においても、平成25年3月末で3,305人と増える中、1人当たりの医療費も伸びていると課長の答弁がありました。当然、保険料も上がってまいります。医療費が限りなく上がり続ける痛みを自分の感覚で感じ取っていただくことにしたとして、この制度が発足いたしました。

しかし、誰もが年を重ねればどこかが悪くなり、病院で治療を受けるのは仕方がないことであります。そのために保障することが国の責務ではないでしょうか。

本町にとられている医療費の地域格差による特例の経過措置も、平成26年度に終われば、保険料もさらに上がるものと思われまます。

この10月にも、年金の引き下げがされます。来年からは消費税の引き上げと高齢者にとって唯一の収入である年金が減る中、生活用品の値上げなど、どんどん負担が重くなっているのが実態であります。

高齢者にとって、この先不安を抱く今日、安心して医療が受けられること、暮らしを守ることが国の責任であります。国に対し制度の見直しを強く求めることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○9番（松村篤郎君） ただいま上程になっております認定第3号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に、賛成の立場で討論をいたします。

さて、後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療費を確保することを定めた法律により、保険料を徴収し、保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から受け入れ、広域連合におさめるものであります。

平成24年度の決算において、保険料徴収率の現年度分特別徴収は100%を超え、普通徴収が96.3%、滞納繰越分が73.8%となっています。保険料合計で99.3%と高い収納率を示しております。

その結果、実質収支額が299万5,964円の黒字決算となっております。

反面、未収納額が依然として発生しているので、収納率の向上にさらに推進していただきたい。

人間ドック助成事業の推進により、29件の受診があり、町民に理解が得られてきているという感じがいたします。

今後は、この制度が続く限り、長寿が祝福されるべきものであり、そのためにも自分自身の体は自分が守るということを前提に、健康管理のシナリオを描くことに努めることが大切であります。住民健診の受診率の向上など、高齢者への働きかけも大事であります。

したがいまして、広域連合の今後の安定した運営に期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第3号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

- 10番（坂本美智代君） ただいま上程をされました認定第4号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場から討論をいたします。

平成24年度では、介護保険事業の3年ごとの保険料の見直しにより、介護保険料の大幅な引き上げ、そして介護報酬の改定がされました。

本町では、月額5,350円と、現行の31%の大幅な引き上げとなり、瑞穂地区で見ますと、介護保険制度が始まった平成12年には、月額2,391円であったものが、合併時と、そして今回の見直しで5,350円と、2倍以上の引き上げとなりました。

平成24年度末で、第1号被保険者の加入者数は5,972人であります。そのうち住民税非課税の1段階から4段階の方は4,138人と、ほぼ7割を占めています。

本町では、保険料の段階を低所得者対策として、特例を3段階と4段階に設け、対策をとっているとしていますが、引き上げ率が31%となっており、特に所得段階の低い方ほど、負担が大きいため、低所得者対策とはなっていません。

また、介護報酬の改定であります。その一つに、ヘルパーが行う生活援助の基本となる提供時間の短縮であります。利用者さんからは、ヘルパーさんとの会話をする時間がなくなったなど、外出がままならない利用者の方にとって、ヘルパーさんのコミュニケーションは大事な介護支援の一つでもあります。

介護保険制度は、誰もが安心して介護が受けられる、利用できるよう設けられた制度であります。年々介護給付費が増えるとして、保険料の引き上げ、またサービスの削減が行われようとしております。介護の現場の実態を把握し、地方からしっかりと声を上げていくことが町長や議員である私たちの責任であります。目的に沿った介護制度に改善することを求めて、反対討論といたします。

- 議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

篠塚君。

- 2番（篠塚信太郎君） 認定第4号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

高齢化率が年々上昇している本町において、第1号被保険者数は平成24年度末において5,727人で、率にしますと35.6%となり、うち75歳以上が3,305人で、20.5%を占めております。

また、平成26年度の第1号被保険者数は5,880人になる見込みであります。

今回の決算では、平成26年度までの第5期介護保険事業計画の初年度の決算であり、本計画の成果が問われる決算となりました。事業勘定の実質収支額は1,038万1,316円の黒字となり、財政基盤の安定を図る介護保険給付準備基金として1,395万3,000円が積み立てされ、第5期介護保険事業計画が的確に計画されていたと大きな評価をしているところでございます。

歳入においては、介護保険料が大幅に引き上げられたところではありますが、所得段階区分の第3段階に、特例第3段階が追加されることにより、細分化され低所得者の保険料軽減が図られたところであります。

平成21年度分の滞納保険料203万1,453円を不納欠損処分とされておりますが、現年度の収納率は99.05%で、徴収に努力されているところでありますが、平成24年度の収入未済額が379万5,300円となり、調定額が増加したことから、前年度比較130万円余り増加しており、今後、さらなる保険料徴収率の向上に期待するところであります。

歳出では、保険給付費は前年対比3.8%の伸びで、6,853万6,000円の増加となっております。介護サービス等諸費が16億7,100万円余り、介護予防サービス等諸費が6,185万円余り、高額介護サービスに3,785万円余りで、特定入所者介護サービスに9,000万円余りなど、合計で18億6,600万円余りが給付されたところであります。

介護保険サービス事業者によるきめ細かな居宅サービスをはじめ、地域密着型サービス、施設サービスが行われ、また地域支援事業としてミニデイサービス事業、高齢者ふれあい・いきいきサロンや認知予防生きがいデイサービス事業など、各種の介護予防事業が積極的に実施され、大きな成果を上げていることを高く評価するものであります。

介護サービスを受けている当事者はもちろん、その家族にとりましても介護保険による各種のサービスが、日々の生活の大きな支えとなっております。

今後、さらに高齢化が進みますことから、介護サービスの給付額は、ますます増大して行くことは予測されますが、町民が支え合い、継続的に本事業が運営されますことを期待し、平成24年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第4号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数 起立)

○議長(野口久之君) 起立多数であります。

よって、認定第4号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番(山田 均君) ただいま上程されております認定第5号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に、反対の立場から討論を行います。

本町の水道事業は、丹波・瑞穂地区の上水道事業、和知地区の簡易水道事業として、地区ごとに統合整備事業を旧町からの継続事業として取り組んでいます。

丹波・瑞穂地区の上水道事業は、畑川ダムからの5,000トンの水を取水する計画を大きな柱にして事業を進めてきました。畑川ダムが完成し、ダムからの取水もしていますが、ダムからの取水を必要とした人口予想は、平成25年度に2万2,500人でしたが、平成25年3月31日現在では、1万2,678人、人口予想をした人口の56.3%にしかありません。計画した時点の人口からも大幅に減少しているのです。

さらに、計画変更を申請し、認可された計画では、丹波・瑞穂地区の人口は、平成30年度に1万9,000人、大きく減らした人口に変更し、さらに、再評価時では、平成30年度に1万4,260人と、当初ダムが必要とした計画時点から、何と8,240人も人口予想を大幅に減らした計画に変更しているのです。当初計画した人口予想を、何と63.4%まで引き下げた計画で進めてきたのです。4割も減少させた人口予想では、計画そのものが破綻をしております。当然、取りやめにされるべきものでした。8,240人は、現在の瑞穂地区の人口が4,708人、和知地区の人口が3,428人で、合わせて8,136人です。瑞穂地区と和知地区に住む人以上の人口がなくなったと同じ人数です。人口が増えるとして計画した畑川ダムから、取水量は日量5,000トンでしたが、当初計画から比べて、瑞穂と和知地区に住む人と同じくらい的人数である8,240人も計画人口から減少すれば、計画そのものを見直し、計画変更や中止をするのが当然ではありませんか。

これはまさに、ダムありきで進められてきたもので、見直しや変更を求めても、町内の企

業から水需要があり、一企業から日量3,000トンの要望があると説明をされましたが、その企業がいつから日量3,000トンの水を必要とするのかとただしても、企業の計画まではわからないと、こうしか言えない状況で、誰が責任をとるのか、行政の継続性と言って進められてきた畑川ダム事業、いかに計画がずさんであったのか、誰もが責任をとらない事業は、住民の要望から出発ではなく、当時の為政者が、人口が大幅に増えるからと、何の見直しもなく一方的に進めてきました。行政は、人口が増える見込みがなくなっても、見直しや中止をすることなく、ダムは必要として事業を推進してきました。一たん決めたことやめられない、見直しできない、これが住民不在の事業の推進といえます。

今の法律では、結果責任をとるようになっていません。結局そのツケは最後に住民が負担しなければなりません。行政の執行者の責任はもちろん、住民の代表機関である議会の役割や責任は非常に重要です。もちろん、丹波高原は長年水不足に悩まされてきました。そのため山水や伏流水などを確保して、新規水源を含め9,100トン確保してきました。

しかし、ダムをつくることばかりに力を入れて、施設の維持管理が置き去りにされてきています。そのため、施設の老朽化や水源の枯渇などの指摘もあります。ダムに頼る考えから施設の改修などを計画的に実施し、町民の協力で建設した施設を大事にすべきことを指摘するものです。一極集中は維持管理経費が安くつくかもしれませんが、温暖化で現在の異常気象が普通になりつつある気候を考えれば、現在の施設も維持管理をしっかりとって、リスクを分散すべきであります。

現在は、家電は節水型でエコが主流となっていますし、費用においても、水を循環するなど、経費節減とあわせて節水することが主流になっています。既存の施設を活用すれば、ダムに頼らなくても安心、おいしい水を十分賄えることは明らかです。ダムの目的も、洪水調整が大きな比重を占めています。ダムからの取水や10億円とも言われる高度処理施設の建設は、再検討見直しを求めて反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 認定第5号 水道事業特別会計歳入歳出決算に賛成の立場から討論いたします。

寺尾町政が掲げる安心・安全なまちづくりにおいて、安心・安全な水の供給は欠かすことができないものであります。365日24時間、一日たりとも絶やすことができない飲料水、生活用水、事業用水の供給が使命の中で、職員を初め、事故時にお世話になっている施工業者さんには、夜間、昼夜を問わずいち早い対応で給水制限の回避など、大変なご苦勞をいた

だいておりますことに町民の1人として感謝申し上げます。

まず、決算委員会において、収入未済額の増加を指摘されておりました。誓約書による分納での徴収や専門の徴収員の登用は一定の成果がうかがえますが、受益と負担の公平性の点から、より一層の努力と工夫を望みます。

また、町民の悲願でありました畑川ダムも、この平成24年度決算事業を最後に、10年の歳月を経て完成いたしました。そして、今年5月31日から運用が開始されたわけですが、くしくもスタート初年度から畑川ダムの威力、強力な存在感を発揮することとなりました。例年ですと、確実に節水制限が行われ、水不足の不安に町全体が襲われているだろうと予想される中、節水制限することなく安心・安全に町内に命の水を供給できたことは、分水嶺に位置し、慢性的な水不足に悩まされてきた本町の千年を超える悲願がかなった瞬間でした。

また、この畑川ダムの完成は、本町にとりましてディフェンス面だけでなく、強力なオフェンス面もあわせ持っています。自主財源が3割しかなく、残りの7割の財源を国・府からの交付税、交付金に依存している現状において、自主財源の確保は本町の大きな課題になっております。

また、働く場所がないことが理由で、若者が町外に出ていき、人口減少に歯どめがかからないことから、企業誘致という言葉が町民の皆さんからも頻繁に聞かれます。水が確保できなければ、企業誘致は絶対にありません。水の確保が不安なところに、特に製造業は来ることができません。ダムの完成により企業誘致が現実味をぐっと帯びてきたことは確実です。

この平成24年度水道事業特別会計は、本町の現在に加えて、しっかり維持管理をすることで、未来に対しても安心と大きな希望を与える事業が完成された決算であることを強調いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。

認定第5号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、認定第5号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第6号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第6号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第7号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第7号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定

についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第8号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番(梅原好範君) ただいま上程されております認定第9号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算につきまして、私は賛成の立場で討論を行います。

本町の町営バス運行については、スクールバスの空き時間を活用した混乗型が採用されており、安全な児童生徒の通学支援を基軸としながら、空き時間を利用し、町民の皆様の移動手段として有効に運営されております。

特に、自由な移動の出来ない方からは、生活する中で欠かすことのできない乗り合いバスとして町民の皆様に歓迎され、利用されております。

特定の時間帯や路線によっては、よく空気を乗せて走っているとやゆされますが、町営バス運行事業を財政的な見地で検証しますと、混乗型による運行を実施することにより、運行収入と合わせ、スクールバスに対する普通交付税の算入により、運行に係る歳出経費がほぼ賄えている状況にあり、最も有利かつ効率的で効果的な事業運営が実施されております。

さらに、担当課では、利用者の声に真摯に向き合いながら、さまざまな制約がある状況の中で努力を重ねられた結果、生徒のクラブ活動に対応する土曜日運行の実施や、病院間や各種施設等を結ぶ新規路線の開設、また地域要望に基づいた路線の見直しや、新規バス停の設置が実現し、現在では全ての行政区に町営バスが乗り入れ、本町全域が運行路線でつながっております。

また、3年前、保護者の要望に基づき創設されました須知高校通学助成制度が継続して実施される中で、大きな事業効果を果たしているように、安定した運行サービスを最優先としながら、町民の皆様のニーズに基づいた課題改善には積極的に対策を講じるなど、担当課職員のためめぬ努力のもと、現在の運行に至っておりますことに、私は町民の1人としてそのご苦勞に深く感謝するものです。

さらに、担当課においては、昨年5月から6カ月間にわたる町営バス現金乗車料金半額割引による社会実験や、住民の動向調査を行った結果、料金の増減にかかわらず、日常生活での移動手段として、経常的に町営バスを利用されている方々の存在を明確に把握した上で、さらなる利便性の向上を目指した模索が続けられており、今後は福祉施策を含めた住民に優しい交通形態の構築に向け、大きな期待をいたします。

このような経過のもとで、現行の町営バス運行形態を基本として継続維持しながら、今後におきましても、よりよき町営バス運行が推進できるよう、一層のご尽力をお願いし、認定第9号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算に対しまして、町営バスを利用しながら安全に通学する園児、児童、生徒並びに保護者の皆様、そして毎日の買い物や病院の通院に欠かせない足として利用される交通弱者の皆様の切実なお声を携え、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長報告は認定であります。

認定第9号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第9号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第10号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第10号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成24年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第11号 平成24年度京丹波町高原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ

いての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第12号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第13号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第13号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第13号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第14号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第14号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第14号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第15号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、認定第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第15号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、認定第15号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第16号 平成24年度国保京丹波町病院事業決算の認定についての討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○9番（松村篤郎君） それでは、ただいま上程になっております認定第16号 平成24年度国保京丹波町病院事業決算の認定に賛成の立場で討論を行います。

平成24年度国保京丹波町病院事業決算は、寺尾町政が最も力を傾注された事業の一つであったと考えます。

町長の町政での基本とされている「安心・活力・愛のあるまちづくり」の安心を第一とされる地域医療のあらゆる分野への積極性が十分にうかがえる決算となっております。

平成23年度から病院の一本化により、経営の効率化や病院と診療所の連携の強化をされ、安心して暮らせる医療体制の確立が図られてきました。

中でも念願であった常勤医師確保に大きな成果があったことは、町長の手腕が功を奏したというべきで、その結果3名の新しい医師を迎えることができたことは、大きく評価するものであります。

また、和知歯科診療所では、平成24年4月から毎週土曜日の診療も行われ、医療サービスの向上も図られてきました。本年度には、1階への移転も進行中であります。

京丹波町病院に地域連携室が設置され、病病連携、病診連携はもとより、福祉施設などと連携し、在宅医療も推進されております。

経営の合理化に向けて院外処方導入もありました。経費の節減にも努められ、3,000万円余りの純利益の計上につながったものと考えられます。

建設改良新增設においては、電子内視鏡ビデオシステムやデジタルX線テレビシステムの導入及び和知診療所には、無散瞳眼底カメラの配置など、先端医療機器による治療、診療体制の拡充も図られ、早期発見、早期治療への大きな期待が膨らんでおります。

町民に広く周知する目的に開催された京丹波町地域包括医療発表会では、町の将来の医療のあり方として、地域包括医療についての病院、診療所の医療スタッフが一丸となって、医療現場の体験をもとに、すばらしい発表をされ、多くの町民に安心と感動を与えたことが好評の結果につながったものと確信いたしました。

以上、経営努力に努められたことを評価し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

これで、討論を終わります。

これより、認定第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。認定第16号 平成24年度国保京丹波町病院事業決算の認定について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、認定第16号は、委員長報告のとおり認定されました。

これより、暫時休憩をします。2時40分まで。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ちょっと、皆さんにご報告申し上げますが、山内副議長のお父さんが南丹病院のほうで急変したということで、今、連絡が入りましたので、ひょっとしたら、途中で退席になるかもわかりませんが、ご了解願いたいというふうに思います。今、南丹病院のほうから電話が入っておりますので、その状況によっては退席になるかもわかりませんが、ご了解願いたいと思います。

《日程第28、請願第1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書》

○議長（野口久之君） それでは、日程第28、請願第1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。付託委員会における審査の経過と結果について、総務文教常任委員長に報告を求めます。

梅原委員長。

○総務文教常任委員長（梅原好範君） 去る9月9日に開催いたしました総務文教常任委員会におきまして、より議論を深めるため、今回、提出されました請願書の紹介議員であります東まさ子議員にも出席いただき、説明を受けるとともに、質疑等を行いました。

そこで、出されました少数意見の主なものとしては、町民の声を聞き、その声を国に上げていくことが議員の役目である。給料も上がらない、年金は下がるという状況の中で、その負担は大きく、大変であるといったもの。また、それに対し、多数意見の主なものとして、低所得者ほど負担が重いことも十分理解しているが、超高齢化社会において、社会保障を支える財源はどこから捻出できるのか。また、財源不足をどう補っていくのかということが示してあれば、よりわかりやすかったのではないかと、地方議会で検討するには、大変難しい問

題であるので、直ちに賛成には至らない、以上のようなものでした。

以上、その内容等について、慎重審議、協議した審査の結果、不採択となりましたので、審査の経過及び結果について、京丹波町議会会議規則第94条第1項の規定により、ご報告申し上げます。

それでは、請願審査報告書を朗読いたします。

平成25年9月26日、京丹波町議会議長野口久之様、総務文教常任委員会委員長梅原好範。

請願審査報告書本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。記、受理番号第1号、付託年月日平成25年9月3日、件名政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書、審査の結果不採択。

○議長（野口久之君） 以上、報告のとおりであります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 委員会の報告を受けました。そのことについて1点伺っておきたいと思うんですが、消費税がこの4月から増税されるという動きが強まっておるわけですが、自民、公明、民主の3党で合意して、そういう法案が通っておるわけですが、景気の動向を見て判断するということになっているわけですが、現在の状況としては、京丹波町の住民の暮らしの状況を、そういうような議論をされたのかどうか、その中でもあえて出されておる消費税の中止を求める声について応えようということにならなかったのかどうか、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○総務文教常任委員長（梅原好範君） 最初にお断り申し上げておきますが、事前に議長より、協議内容の経過のみをこの場で報告するように指示をいただいておりますので、お断り申し上げます。

ただいまの山田議員さんのご質問でございますけれども、確かにそういう内容で議論させていただきました。それでも、そうした内容を協議した後、この問題につきましては、地方議会で検討するには大変難しい、また、そうした方向性を出すには、財源不足をどう補っていくのかという、しっかり明確な方向性も出すべきだという意見も多数いただいて、不採択に至っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） この請願は、京丹波町内でも圧倒的な中小企業者の皆さんが本当に、消費税が上がったら困るということで、そういうことを代表していると思うんです。社会保障なんかの財源をどうするのかという、そういう中身が入っておればよかったということですが、私も総務のほうへ行かせてもらったときに、増税しても、財源は増えないということで、増税しないことが財源確保の道だというふうに言うておりました。1997年のときに、3%から5%へ増税がされて、その増税される前と後で比べますと大きな差がありました。1997年に増税がされたわけですが、1996年のときは90兆円税収があったんですけども、今現在はもう76兆円しかないということで、本当に景気が悪くなって、デフレも起きたりして、税金がますます少なくなってきたので、同じ二の舞を踏まないために、ぜひとも、この請願も採択いただきたかったということですが、私のほうからも財源について、どのように常任委員会のほうでは考えていただいたのか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○総務文教常任委員長（梅原好範君） 確かに、おいでいただいたときにそういう話は紹介者の方からいただいて、それをもとに質疑をいたしました。そうした中で、当委員会としては、その場合の採択した消費税がアップされた場合のメリット、デメリット論について、意見を集約いたしました。そうした中で、メリット、デメリットについて、正確な予想が立たない、そういったもとに地方議会で結果を出すべきじゃないという経過に至ったわけでございます。

また、この超高齢化社会において、社会保障を支える財源というものは、本当に対案として、この消費税を上げないという、ただ、上げないだけの反対だけの反対じゃなしに、さらに奥までしっかりと模索した方向性を出すべきである。また、請願者に対して、この超高齢化社会において、社会保障を支える財源というのも一つの請願として出していただきたかったという意見に終始しまして、委員会として代替財源の検討はしておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 盛んに、請願の審査の中で財源の問題がよく言われるんですけども、もちろん紹介議員もですが、請願された請願者と呼んで、そういう財源の問題ももっと聞くというようなことをどう考えておるかという配慮もあってよかったんではないかと。実際、請願書を作成する場合に、大量のいわゆる文章ということにはできませんので、そういう場合には、請願者のそういう趣旨や思いを、呼んで意見を聞くというのも、府下いろんな市町

村でもやられていることなんですけども、そういうこととして、請願者のいわゆる願いに応えていくといたしますか、それが我々議員の役割でもあるし、できるだけそういう願いを受けとめていくというふうな立場で審議するというのではないかと思うんですけども、そういうような議論にはならなかったのか。出てきたわ、資料だけではなかなか今、言われるようなことがわからないということもありますので、やはりそういうことも配慮も必要ではないかと思うんですけども、その辺のことはどういう議論であったのかどうかも含めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○総務文教常任委員長（梅原好範君） この問題につきまして、ペーパーだけの判断ではなく、ぜひとも紹介者の方に来ていただいて、総務文教常任委員会の中で十分な説明をいただいた上で、協議を深めたいという考え方を、坂本副委員長さんとともに協議いたしまして、内容等を議長及び事務局に確認して進めてまいったわけでございます。その経過において、大変申しわけございませんけれども、それ以上の方をお呼びして、ご意見を聞くという考えには至りませんでした。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま上程されております請願第1号 政府に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願の原案に賛成する立場から討論を行います。

提案されている請願の委員会での審議の結果、多数で不採択と報告されました。消費税の増税については、いろいろと意見があります。自民、公明、民主の3党合意で法案が成立しておりますが、引き上げる要件として、経済状況を見て判断するとなっております。そのため、60人の有識者に是非を聞くなど、国民の声を聞いたかのようにしておりますが、予定どおりの増税実施には、どの世論調査を見ても、7割以上が先送りや、引き上げ幅を小さくなど、4月からの増税に多くの国民は中止を求めています。

特に、消費税増税とあわせて打ち出されている大企業の法人税の引き下げや、復興財源を1年前倒しするなど、国民には消費税増税を押しつける一方で、追加経済対策と称して、大企業に減税するなど道理がありません。請願者の趣旨を受けとめ、採択し、町民が求める4月からの消費税増税中止を求める意見書提出することが、請願者の声をくみ上げることにな

るということを指摘し、原案に賛成し、採択すべきと申し上げて、討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

森田君。

○14番（森田幸子君） 原案に反対の立場からいたします。

安倍政権の経済政策により、景気指数が改善に向かっているとはいえ、まだまだ雇用情勢や個人消費も厳しい状況にある中で、住民誰もが消費税増税については反対であります。また、低所得者ほど負担が重いことも十分理解していますが、急速に進んできている高齢化にあつて、社会保障にかかる費用が、年間1兆円が確実に増えております。子育て、年金、医療、介護など、国民にとっては大事な社会保障を支えるための重要な財源となる消費税であります。また、低所得者対策として、簡素な給付措置と軽減税率の導入なども立てられております。財源不足をどう補っていくのかということが示してあれば、よりわかりやすかったのではと考えます。反対だけでは余りにも無責任と考えます。よつて、原案に対して、反対いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 請願第1号の原案に反対の立場から討論いたします。

繰り返しになってはいますが、経済情勢が厳しい中、個人の感情としては、消費税増税は反対です。周りの町民の方々と話していても、本当に増税というのが不安になっている、心配になっているというのが伝わってきて、僕個人としては、反対です。

また、所得の大小にかかわらず、生活必需品に確実にかかってくる、やっぱり生活の弱者に対して、確実に余裕をそいでいくという部分がこの消費税にはあるので、本当に個人としては反対です。

しかし、膨らんでいく福祉への財源など、国家規模で多岐にわたり、複雑に関係しています。安倍首相が国際会議において、消費税増税を一つの施策として進めることで、財政健全化をしていくというのを世界の各国に約束しました。市場経済における日本の信頼は、この約束のもとに今、成り立っています。本町の委員会において議論や、本会議において消費税の引き上げを中止にした場合に、市場経済にどのような影響があるかなど、国の将来や世界各国に責任が持てるような結論が出ておらず、一地方自治体の議会で国の方向性を決めることはふさわしくないと考えます。

繰り返しになりますが、一個人としての感情は本当に増税に反対です。また、2人の請願者の名前が挙がっていて、また、1人の紹介議員の名前が挙がっていますが、京丹波町内で、

もっと多くの反対の方がいることも、重く受けとめています。しかし、地方議会の議員として、この問題を国に消費税反対というのはふさわしくないと考え、原案に反対の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。この請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり、不採択とすることに決定しました。

《日程第29、発議第1号 4月からの消費税増税の中止を求める意見書》

○議長（野口久之君） 日程第29、発議第1号 4月からの消費税増税の中止を求める意見書を議題といたします。

本意見書は、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、東まさ子君から議長に提出されました。

提出者に提案説明を求めます。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、ただいま上程になりました、発議第1号 4月からの消費税増税の中止を求める意見書について、提案説明を行います。

来年4月から、消費税率を8%に引き上げられるかどうか、暮らしと経済にとって重大な問題となっております。世論調査でも、多くの国民が消費税増税を予定どおり実施することに反対をしています。将来の消費税増税が必要と考えている方の中にも、今は引き上げるべきではないという意見が少なくありません。国民の意思を無視して、消費税増税の道を進むことは許せません。

帝国データバンクが発表した企業の意識調査では、消費税率が引き上げられた場合、小売業の80.5%が業績に悪影響を及ぼすと回答しています。全業種でも、55.3%が悪影響と回答しております。労働者の年間平均賃金は、1997年の446万円をピークに減少し、2012年には377万円と、15年で70万円も下落しました。年金生活者は、年金

が上がる展望は全くなく、年金の手取り額は10月から減額になりますし、介護保険料などが高くなり、既に手取り額は減り続けております。子育て世代も食費や教育費が重くのしかかります。中小企業者は長期にわたる不況の中にあります。

このように今、国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために景気が悪化する深刻なデフレ不況が続いております。こんなときに消費税を増税すれば、消費をさらに冷え込ませ、所得税や法人税が減収となることで、消費税以外の税収を減らして、財政をむしろ悪化させてしまいます。

安倍首相は、5兆円規模の経済対策を実施するとしています。その中に、法人税の引き下げを盛り込むとされております。法人税減税で恩恵を受けるのは大企業であります。消費税増税で大きな負担をかぶる国民や中小企業において、大企業が減税で潤い、内部留保を増やすのは筋違いであります。法人税減税はきっぱりやめるべきであります。

消費税増収分は、全額社会保障の充実に充てるという約束もでたらめで、医療、介護、年金、保育の解約がずらりと並んでおり、国民との矛盾を深めています。消費税が上がることで、公共料金を初め、諸物価の上昇に波及します。既に、アベノミクスのもと、円安で原材料の価格が上がり、電気料金、ガソリン、食料品など、生活必需品の値上げで暮らしにくくなる一方であります。

安倍首相は、10月1日に発表される完全失業率や日銀の企業短期経済観測調査を確認した上で、来年4月からの消費税増税の実施を判断すると言われております。短期的な物差しだけで消費税率の上げ下げを決めるなど、責任ある政治のすることではありません。

今議会の決算審議においても、町税や国保税、介護保険料、水道料金など、収入未済額や不納欠損が問題になりました。それは、苦しい町民の生活実態を如実に物語っております。町民の暮らしを守り、本町の財政を守るためにも、来年4月からの消費税増税の中止を求めるものであります。議員の皆さんの賛同を心よりお願いいたします。

それでは、お手元に配付されております、発議第1号につきまして、朗読して、提案にかえたいと思います。

発議第1号、平成25年9月26日、京丹波町議会議長野口久之様、提出者京丹波町議会議員東まさ子、賛成者京丹波町議会議員山田均、同じく坂本美智代。

4月からの消費税増税の中止を求める意見書、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣。

4月からの消費税増税の中止を求める意見書、来年4月に実施を予定している消費税増税

は、税率を来年4月から8%、平成27年10月から10%にするもので、総額13.5兆円の大増税です。日本経済と国民生活に重大な影響を与えるため、政府は消費税の実施に関して、有識者60人から意見を聞く「集中点検会合」を開き、10月上旬までに予定どおり実施するか、最終判断することになります。

各社の直近の世論調査では、来年4月に予定している消費税率5%から8%の引き上げについては、予定どおり実施すべきという意見は2割程度の少数派で、行うべきではない、先送りすべきだという意見が7割と、圧倒的多数を占めています。

アベノミクスで暮らしがよくなったという実感がない中で、この上増税されたら、暮らしは大変だという、国民の強い不安が高まっています。政権与党からも、増税延期の意見が出始めたのは、こうした状況を反映しているからです。1997年をピークに、国民所得は減り続け、平均給与は年収で70万円も減少しています。こんなときに、大増税を強行すれば、暮らしが成り立たなくなり、地域経済も打撃を受けます。税収は増えるどころか、財政危機をさらに悪化させることは明らかです。よって、4月からの消費税増税を中止するよう求めます。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成25年9月26日、京都府船井郡京丹波町議会議長野口久之。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、質疑を行います。

篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 今回の消費増税分は全て全額増え続ける社会保障の財源に充てるということで、引き上げが予定されておりますが、ここで意見書で言われているような、消費税の引き上げをしない場合、基礎年金の財源、2分の1の国庫負担とか、また、介護医療の財源はどこに求められるのか、提出者にお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 社会保障の財源をとということでありました。そもそも発想というか、消費税増税をして、税収が増えるかといった場合、今でも消費税は5%でありますけれども、税収の中に占めている消費税の割合というのは、20%を超しているというような状況で、ほかの税収は全て冷え込んで、増えていないという状況であります。

先ほど以来、請願の中でも言うておりましたように、今、消費税を上げないことが、財源を確保できる最良の方法でありますし、なおかつ、労働者の賃金を増やすということ、安定した雇用をつくっていくということが大事であり、今回の消費税増税による、来年4月からは8兆円ということでもありますけれども、5兆円規模の経済対策が悪影響を及ぼすというこ

とで言われており、その中で、法人税、それを引き下げるといようなことになっており、大企業は喜ぶかもしれませんが、中小企業は圧倒的に利益がなくて、恩恵を受けられないということになると思っており、今、こうしたデフレから脱却していないときに、増税はストップすることこそアベノミクスにも、政府のほうからも今、上げると影響を及ぼすということで、政府の中からもそういう声が出ていることから見ても、来年4月からの実施は上げるべきではないというふうに思い、意見書を上げることをお願いしているものであります。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 私が質問いたしました件について、答弁をいただけていないと思いますので、先ほども申しましたように、ますます増え続けます年金、介護、医療等の社会保障にかかる財源のめどもないのに、消費増税を中止することは、国の財政をさらに悪化させることになってますが、提出者は、そのことについて、どのように考えておられるのか、お聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 私は、今回の8%の消費税増税を上げる際にも、公共事業も景気対策として行っていくということでもあります。これから、若い人たち、子どもたちの数も少ないですし、働く人口が減少する中で、いろいろと借金を膨らませていくよりも、より確実な、堅実な方法で、税金が減っていかない方法を私は選択するべきであるというふうに思っております。

私から聞くということは、反問権になるかもわかりませんが、消費税を8%に増やして、税収が増えるという、そういうことこそ、そういう考え方こそ今、問われているのではないかなと。1997年に3%から5%に増えた結果、税金というのは、財源というのは、何も増えてこないということに、過去の実績が示しているというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 何か、こちらが質問されたので、予定していなかったんですけど、答弁させてもらってもよろしいですか。

過去のことでこうなると違うかという推測だけで物を言われたんでは、これはちょっと話にならんとお思いますし、消費税増税に対しては、法案にも明記されていますように、名目4%、実質2%以上の成長を見込めない場合は延期するというにされていますので、ですから、8%に上げれば、この財源は確実にこれは景気もよくなってきているので、確保されるということで答弁しておきます。私の質問ついでにさせていただきます。

提出者は、先ほど審議されました平成24年度の国保会計決算認定の反対討論で、国保療養給付費国庫負担率について論及されておりますが、消費税増税の中止と、国保療養給付費国庫負担率引き上げの整合性は保たれているのか、そのことにつきまして、明確な答えをお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君） 社会保障の財源に全て充てるということでありましたけれども、年金にしても、医療にしても、介護にしても、今、示されているのは、切り捨てるのオンパレードというか、もう来年から年次別にいろいろと社会保障は削減される方向が、安倍首相のもとで計画されていて、臨時国会が始まれば、そういうことが審議されていくということであると思います。

いろいろ社会保障のお金をつくるために、消費税の増税で賄うというのは、本当に弱者に重い消費税でありますので、負担の重い消費税でありますので、やはりお金の使い方を変えて、要らないところに回っているお金を社会保障のほうに重点的に使っていくということが、一番大切ですし、こういうときに消費税を上げて、国民の懐は増えないし、税金も増えないということになると思っておりますので、社会保障のための消費税増税というのは、こんなことは今の安倍首相の示しておられる政策を見ても、間違っていると思っております。

整合性というのは、今、言いましたように、政治というのは、やはり国民が本当に主人公のそういう政治を国政はやっていくということでありますので、そういう政治に今回の選挙においてもやはり変えていきたいという、そういう参議院選挙の結果であらわれているとも思っておりますし、何よりも、国民の懐を増やすために、もっと企業がお金を出して、ためているお金を出して、そして、きちんとした雇用を、あり方をつくっていく、働き方をつくっていくということであります。ますます企業がお金を何ぼためても、国民は苦しくなるばかりで、景気はよくなれないと思っておりますし、そういうことでございます。

今の国保負担率は上がらなくてもよいのかということでありましたけれども、それこそ、私たちがずっと一貫して言っていることで、それは政権与党である自民党とか、それとか公明党の皆さんが国民のためにもっと社会保障のほうに力を入れようじゃないかということで、憲法25条が示している、そういう生活を本当にきちんと守るといふ、そういう方向に切りかえてもらえたら、圧倒的多数の国会議員数を持っておられるので、そういうことにしてもらったらいいのではないかというふうに今、私が言えることはそれだけであります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 私も確認をしておきたいというふうに思います、一つ。

先ほど出されました請願書については、これは否決されて、この場合の文章を読んでもありますと、今、この消費税の法案は通りましたが、法案そのものを否定するような文言であって、それを紹介されたというふうに思うんですけども、今回はちょっとこれは先の政権における、三党合意の中で、社会保障の一体改革という中で、法律がこれはもう既に通過しておりますし、そこについては、先ほど篠塚議員からありましたように、経済状況を見ながらそれを実施していこうということで、それが4月になるのか、先延ばしになるのか、今、10月に入りますと、明らかになってこようかと思うんですけども、私も、今のところ、地方経済はまだそれだけ都市部に比べて経済状況はよくなっていないということで、4月の増税は延期されたほうがよいという、個人的な考え方でおるんですけども、今回、出されておる意見書については、法律は通っていますので、認めるという立場で、4月からの消費税増税は延期と、中止というか、延期という立場なのか、そうじゃなしに、もう消費税増税そのものを否定された中で、4月からもやめておけと言われていいのか、どちらかということを確認しておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今、岩田議員からありましたが、とりあえず、今は来年4月からの消費税の増税は中止するために、あらゆるお考えをお持ちの皆さんとともに消費税の、来年4月からの増税はストップさせたいということで、さまざまな考えの方はいっぱいおられると思いますので、岩田議員さんの思いと私の思いとは一緒であります。別に幅広く皆さんとこういう声を大きくしていきたいということでもあります。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） ちょっとわかりませんでしたけど、ほんまに僕は、法律そのものは否定してへんと言っておるんです。だから、財源はやっぱり消費税で求めるしかないというふうに、全部の政権の三党合意、これは尊重したいと僕は思っているんです。ただ、4月からの増税は少し事情を、もう少し考察してもらって、延期したほうがいいやないかという気持ちはあるんです。

それで、僕が問うているのは、法律そのものを否定されているのか、だから、僕は、法律はいいですということを言うているんです。でないと、この財源というのは確保できないということは、私は認めているわけです。これじゃなしに、東議員は、この法律自体があかん、そんなもの社会保障については、もっと別の財源があるやないかということで、今回、提案されておるのか、どちらかということをお聞きしているんでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東 まさ子君）　今も提案説明の中でも言わせていただいたように、政府の安倍首相の側近の中でも、今はやめておいたらいという声があるように、私たちは、私たち共産党は共産党でそれはいろいろと財源のつくり方は持っておりますけれども、今はもうあらゆる皆さんと増税を中止するために、一緒に頑張らせていただきたいということでありますので、将来、消費税を増やしていかならんと思っておられても、それは別に何ら私たちは問うところではありません。ストップさせるために手を一緒にというか、一緒に頑張らせていただきたいということであります。どういってお考えをお持ちでも私はいいと思います。そういういろんな考えの持ち主の方が、増税ストップをしたいという方がおられたらいいと思うんです。

○議長（野口久之君）　これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君）　ただいま、提案されております議員発議第1号　4月からの消費税増税の中止を求める意見書に賛成の立場から討論を行います。

提案されております意見書は、4月からの消費税の中止を求めるものであります。日本共産党は、消費税に頼らない別の道があるとして、能力に応じた負担の原則に立つ税、財政改革と、国民の所得を増やす経済の民主改革を同時に進める社会保障の充実と、財政危機の打開を図る道を提案しています。

消費税頼みの道では、暮らしも、経済も、財政も悪くなるばかりです。何よりも国民の所得を増やすこと、消費税増税は8%に、さらに10%の予定ですが、総額13.5兆円もの増税をかぶせたら、日本経済の6割を占める個人消費、日本の雇用の7割を支える中小企業に大打撃を与えます。日本経済をどん底に突き落とすことは、火を見るよりも明らかです。

安倍首相のブレーンの本田悦朗氏、内閣官房参与は、来年4月から8%に引き上げること批判して、景気回復は脆弱、タイミング的にも増税は慎重にも慎重を期すべきだと指摘をされております。賃金が上昇する状況をつくっていくためには、景気を後退させてはならない。消費税率を引き上げるリスクは大きいと、増税延期を主張する専門家もたくさんいます。消費税引き上げに対する景気対策として、公共事業の積み増しや、法人税減税、投資減税などが検討されていますが、物価の上昇の先行き、賃金上昇のおくれを考えると、そんな景気

対策より増税延期のほうがよっぽどいい。延期すれば、日本政府の財政再建への意思が疑われ、長期金利が急騰するといいますが、それが本当なら、実際に増税延期が争点になっている今、国債が売られ、長期金利が上がってもおかしくないが、国債市場は、10年物の利回りは安定している。増税先送りを否定する理由にならないと指摘する方もおられます。

アベノミクスの賛成者も含め、来年4月からの消費税引き上げは延期すべきとする声が大きく広がっており、一致点で力を合わせる事が今、本当に必要であるというように私も考えます。地方議会から反対の声を出すべきではない、そういう声もあったり、住民の声はよくわかると言いながら、社会保障財源が必要だとか、そういうことも言われますが、実際に今、介護保険の要支援1、2を外すとか、10月から年金が引き下がるとか、国保の広域化など、本当に社会保障の施策がどんどんと後退しておるというように思いますし、町民にも大きな負担が押し寄せます。

何としてもこの4月からの消費税増税は中止すべきだというように考えますし、消費税は輸出すれば戻し税として大企業にはその税が返ってきます。大企業を優遇するような、そういう税制にもなっているわけでございますし、本当に必要なのは、大企業の内部留保260兆円をもっと雇用に使って景気を回復させる、個人消費を上げるということが本当に大事だと思います。今、本当に必要なのは、4月から消費税増税の中止を求める、そういう一致点で力を合わせる事が必要だということを強く申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

発議第1号 4月からの消費税増税の中止を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手少数）

○議長（野口久之君） 挙手少数であります。

よって、発議第1号は、否決されました。

《日程第30、発議第2号 道州制導入に反対する意見書》

○議長（野口久之君） 日程第30、発議第2号 道州制導入に反対する意見書を議題といたします。

本意見書は、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により、山内武夫

君から議長に提出されております。

提出者に提案説明を求めます。

山内君。

○15番（山内武夫君） それでは、ただいま上程になっております発議第2号 道州制導入に反対する意見書につきまして、提案の説明を申し上げたいというふうに思います。

我々、町村議会は、これまで、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを、全国町村議会議長会を通じ、政府、与党に強力に申し入れてきたところではありますが、道州制導入を目指す法案提出の動きが依然として見られることは、まことに遺憾であります。

これまでの議論は、政府、与党や、財界主導、大都市中心に進められてきたものであり、直接の当事者である町村の意見と真剣に向き合っておらず、なぜ今、道州制を導入しなければいけないのか、その根拠は極めて乏しいと言わざるを得ません。

道州制の導入により、従来各市町村の事務に加え、住民に身近な事務が都道府県から基礎自治体へ大幅に継承されることから、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされ、行政と住民の距離はさらに遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明白であります。

さらに、一方的に中央から押しつけるような道州制は、地方自治の精神にも反するものであり、地方分権改革の名をかりた、新たな集権体制を生み出すものであります。

これまで、我々町村は、国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創設するとともに、個性あるまちづくりを推進してきました。住民自治のない単なる数合わせでは、地方自治は衰退し、国土は荒廃してまいります。国土を守っている我々町村は、最後のとりでであります。現に存在する地方自治体の体力を強化し、多様な地方自治体の存在を認め、それぞれの地域の活力を増大させることこそが、国力をアップさせる近道であり、今、やるべきことであります。

以上の理由により、住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入に反対する意見書を提案するものであります。

以下、提案文を朗読し、説明とかえさせていただきます。

発議第2号、平成25年9月26日、京丹波町議会議長野口久之様、提出者京丹波町議会議員山内武夫、賛成者京丹波町議会議員 横山 勲、賛成者同じく梅原好範、賛成者同じく岩田恵一。

道州制導入に反対する意見書、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総

理大臣、内閣副総理大臣、内閣官房長官、総務大臣（内閣府特命担当大臣、地方分権改革道州制担当）

次に、案文を朗読いたします。

道州制導入に反対する意見書、我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には全国町村議会議長会が、「町村や国民に対して、丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、まことに遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府、国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において、閉会中審議となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された基礎自治体は現在の市町村や、都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村はこれまで、国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。よって、我々、京丹波町議会は、道州制の導入に強く反対する。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成25年9月26日、京都府京丹波町議会議長野口久之。

議員諸君のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、質疑を行います。

篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 私は、道州制導入につきましては、全く勉強不足でありまして、初歩的な質問でまことに申しわけありませんが、提出者にお聞きいたします。

本意見書の13行目に、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いということになっておりますが、現時点で道州制を導入後の基礎自治体、特に本町のような小規模町村のあり方が、国から示されているのか、お聞きいたしておきます。第1点目です。

次に、道州制導入は、明治4年7月の廃藩置県による中央集権国家から、地方分権という統治機構の大改革でありまして、新たな時代の自治の幕あけであると、私は理解をいたしております。平成大合併でありました市町村合併は一段落しまして、次は都道府県合併と言われておりまして、現状では、都道府県も合併しないと財政が厳しい状況にありまして、都道府県合併を促進するのがこの道州制でもあるというふうに私は認識いたしております。

国も1,000兆円を超える借金がございまして、道州制の導入によりまして、国の行政機構をスリム化し、財政を健全化しなければなりません。そして、道州に権限移譲することで、地方分権が確立をするというふうに認識しております。

道州制導入に反対する意見書の内容をみますと、町村にとっては百害あって一利なしの内容になっておりますが、大きな制度改革にはメリットもあれば、デメリットも必ずありますし、財政基盤の弱い小規模自治体は、国の財政が破綻すれば共倒れになることは間違いありませんし、そのことから考えれば、小規模自治体サイドから見れば、住民福祉の増進にメリットがあるというふうに考えております。

そうして、例えば、本町の基幹産業であります農林水産業の国の政策につきましては、北は北海道から、南は沖縄まで、一律の施策となっております、本町には該当しない施策も過去には多くあったところですが、道州制になれば、本町に合った施策が策定される可能性も大いにあるわけでありまして、現時点で道州制導入に反対するのはいかがなものかと思っておりますが、提出者のご意見をお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま、篠塚議員のほうから、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いというのはどういうことやというようなことで、ご質問もあったんですけども、今の提案説明でも言いましたように、既に道州制移行のための改革の基本法案というのが国会のほうに提出されて、現在は閉会中審議ということになっておりますけれども、そういうようなことから、今、国民的なこういう道州制問題、議論になっていない、国民的な関心というのが高まっていない中で、もう既に一方では、こういうふうにして国会に提出されて、

町村の議会、また、末端のそういう自治体の意向を無視した中で、一方的に国のほうで進められておるといふようなことで、ここにうたっておるところでございます。

なお、また、道州制、これの行き着くところ、これは私もまだまだ勉強不足ですけども、いろいろと資料を見たりしておる中では、やはり最終的には、この府県を廃止して、そして全国を10ないし11の州に統合するというものでございまして、いわば強制的な国からの強制合併であるといふようなことで、そういうようなことになると、当然、地方自治の住民自治が衰退してくるといふふうに考えておりますし、下からの盛り上げの中で出てくる道州制やったらいいですけども、上からの押しつけについては、末端市町村には、私は何らメリットはないといふふうに思いますし、今回、全国の議長会でも、決議の中で言われておりますように、これら末端の市町村のそういう悲痛な声をやはり十分酌み取って、この問題は慎重にもっと配慮すべきやと、検討すべきやといふふうに考えておりますし、こういう悪いものは小さいうちに芽を摘んでおく、そういうことが私は大事やということから、今、こういう反対の声を上げるべきやといふふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで、討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

発議第2号 道州制導入に反対する意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に一任願います。

《日程第31、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び日程第32、発委第2号 京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第31、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規

則の制定について、及び日程第32、発委第2号 京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを、一括議題といたします。

本件について、説明を求めます。

横山議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（横山 勲君） まず、提案理由の説明をさせていただきますまでに、最初に、平成25年の第3回京丹波町議会定例会、本日で最終日となったわけですが、議員各位には、議案審議に当たりまして、精力的に審議をいただいておりますが、スムーズな議会運営を賜っておりますことにつきまして、感謝を申し上げます。

それでは、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び発委第2号 京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定につきまして、一括して提案理由についてご説明を申し上げます。

私が、今さら申し上げることでございませませんが、議会は効率的でわかりやすい運営を行い、町民の意図を反映した、開かれた議会を目指しますとともに、その果たすべき責務を明確にして、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化しなければならないと思います。そのためには、議会と議員が、従来の活動にとどまらずことなく、自己の資質向上を図りながら、議会改革を推し進め、より住みやすい町を目指し、町民の負託に応える必要があると考えます。このことから、それぞれ議員各位には、ご理解を賜っておりますとおり、議会の活性化の取り組みを進めてまいりました。

本来ですと、議会活性化特別委員会などを設置し、十分な時間をかけて議会基本条例の制定などを初めとして、さまざまな課題について検討いたしますのが、本来のあるべき姿であったというふうに思いますが、私たちの任期も、発足いたしました当時、あと2年と迫っておりますことから、議会運営委員会で議会の活性化の取り組みを進めてまいりました。

取り組みの経過につきましては、平成24年の2月以来、20回近くとなります議会運営委員会での協議を重ねてまいりました。また、10回の全員協議会へのこれらの議会運営委員会の報告と協議、さらに、先進地と言われております京丹後市及び与謝野町議会の現地研修、さらには、京都府の町村議会議長会の福井事務局長をお招きして、2度にわたる勉強会も重ねてまいりました。これら活性化のさまざまな取り組みにつきまして、詳細は本日の本会議終了後の全員協議会におきましてご報告を申し上げますが、検討いたしました事項が多岐にわたり、最終の確認事項には至らない課題などもありました。これらについては、次期の議会に引き継ぐことといたしたところでございます。ぜひ、次期議会におかれましては、これらの課題について十分協議され、真に町民の負託に応える議会づくりをお願い申し上げます。

る次第でございます。

それでは、検討課題となっておりました議会会議規則、傍聴規則につきまして、見直しをいたしました内容について、その趣旨をご説明申し上げます。

会議規則にありましては、まず、1点目といたしまして、議場に入る者の携帯品として、規定されておりました携帯品目の中に、時代錯誤的な表現もありますことから、削除することといたしました。

2点目として、会議の円滑な進行を重視した内容とし、議長の判断に委ねる内容といたしました。

議会傍聴規則にあつては、開かれた議会を目指す中で、住民が気軽に傍聴できる議会になるよう、また、会議規則同様、時代に即した条文といたしますため、規則の見直しを行い、主に議場への入場に際しての制限事項を緩和する改正内容となっております。

また、写真などの撮影や録音について、特に、さまざまな角度から協議を重ねてまいりましたが、本件については、現時点では、現状とおりに禁止することといたしました。禁止することとして、次期の議会におきまして、引き続き検討を賜りますことを、切に望むものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、及び発委第2号 京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、議案書を読み上げまして、朗読をして、提案にかえさせていただきたいと思っております。慎重審議を賜り、ぜひともご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、議案書を読み上げます。

発委第1号、平成25年9月26日、京丹波町議会議長野口久之様、提出者議会運営委員会委員長横山 勲。

京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由については、先ほども詳細をご報告申し上げましたように、議場に入る際の特定された携帯品を削除いたしますとともに、会議の円滑な進行を重視した内容とするためでございます。

裏面をめくっていただきまして、ご報告申し上げます。

京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則、京丹波町議会会議規則（平成17年議会規則第1項）の一部を次のように改正する。第103条中「、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は）を「、会議の妨げなるものを」に改め、同条た

だし書きを削る。附則として、この規則は公布の日から施行する。さらに、別紙に京丹波町議会会議規則の新旧対照表を添付いたしておりますので、お目通しをいただきたいと思いません。

次に、発委第2号、平成25年9月26日、京丹波町議会議長野口久之様、提出者議会運営委員会委員長横山 勲。

京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由、議場に入場する際の具体的な禁止事項を緩和することで、傍聴人の増加につなげるためでございます。

1枚めくっていただきまして、朗読いたします。

京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則、京丹波町議会傍聴規則（平成17年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。第7条第1項第1号中「銃器、棒その他人に危害を加え」を「他人に危害を加え」に改め、同項中第2号から第6号を削り、第7号を第2号とし、第8号を削り、同項第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を前項第3号とし、同条第2号中「から第5号まで」を削る。第8条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。第10条（見出しを含む。）中「係員」を「議長」に改める。附則、この規則は公布の日から施行する。同じく、京丹波町議会傍聴規則の新旧対照表を添付いたしておりますので、お目通しをいただけたらありがたいです。

以上、提案をさせていただきます。ご審議の上、可決、成立を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、発委第1号を採決します。

発委第1号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発委第2号 京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、発委第2号を採決します。

発委第2号 京丹波町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

#### 《日程第33、特別委員会報告》

○議長（野口久之君） 日程第33、特別委員会報告を議題とします。

交通網対策特別委員会、議会広報特別委員会から報告したいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、交通網対策特別委員会、議会広報特別委員会の報告を受けることに決定しました。  
交通網対策特別委員会、委員長の発言を許可します。

東委員長。

○交通網対策特別委員長（東まさ子君） それでは、読み上げまして、報告とさせていただきます。

平成25年9月26日、京丹波町議会議長野口久之様、交通網対策特別委員会委員長東まさ子。

交通網対策特別委員会調査報告、本委員会は、平成21年11月27日に設置後、平成23年11月24日の委員構成がえにより、本委員会の委員が下記のとおり選任され、1、JR山陰本線複線化事業について、2、町営バス運行事業について、3、京都縦貫自動車道事業について等の交通網対策に関する調査事項について委員会を開催し、協議検討を重ねてまいりました。

その審査結果、状況報告と今後の課題について、下記のとおり報告します。

記、1、委員会構成、委員長東まさ子、副委員長西山和樹、委員小田耕治、委員篠塚信太郎、委員村山良夫、委員山田均、委員原田寿賀美。

2、交通網対策特別委員会の審査経過、平成23年12月14日、一般国道478号丹波綾部道路改築事業の進捗状況について、特別委員会としての今後の取り組みについて、町営バス運行事業の現状について審査いたしました。平成24年3月19日、山陰線ダイヤ改正に伴う停車駅の変更について行いました。平成24年6月19日、一般国道478号丹波綾部道路改築事業の今年度計画等について審査いたしました。管外視察研修実施（町営バス運行関係）について審査いたしました。平成24年9月10日、管外視察研修場所（町営バス運行関係）について検討いたしました。平成24年9月23日、デマンドバス運行について、先進地視察ということで、三重県南伊勢町のほうへ行きました。平成24年12月19日、管外視察研修（南伊勢町デマンドバス運行）のまとめを行いました。また、JR山陰本線に対する町の要望内容と現状について審査いたしました。平成25年6月11日、高齢者の生活支援についてのアンケート調査、結果報告を担当課より受けました。京都縦貫自動車道（丹波から京丹波わち間）について審査いたしました。

3、状況報告と今後の課題、1、JR山陰本線複線化事業について、山陰本線京都園部間の複線電化については、昭和54年に運輸大臣認可がなされて以来、平成元年には、嵯峨嵐山馬堀間の複線化、平成2年には京都園部間の電化、平成8年には園部福知山、KTR天橋

立間の電化が完成、平成15年には京都園部間の複線化事業が決定され、ようやく平成22年3月には、悲願であった京都園部間の複線電化の完成を見たところである。今後も山陰本線京都中部複線化促進協議会を中心に、園部駅以北の複線化に向け、南丹、綾部両市とも連携を図りながら、展望が開けるような取り組みとともに、特急列車の和知駅停車を求めるなど、利便性の向上のための具体的な働きかけの継続が必要である。

2、町営バス運行事業について、少子高齢化が進行する中で、児童生徒や高齢者等への交通の確保は重要であり、バス事業のニーズが高まる中、地域の要望に十分応えられる運行体制づくりが重要である。運賃半額の社会実験も、ある一定期間実施される中で、一般の利用者が極めて少ない路線への対応、須知高校への通学に対するバス利用促進助成制度、また、通院に対応した新規路線の導入等改善が図られてきたところであるが、今後においても、限られた運行本数の中で、さらなる利便性を確保するため、引き続き検証、検討を重ねる必要がある。さらに、他の交通機関との密な接続体系について、考慮することも必要と考える。また、本年2月にまとめられた高齢者の生活支援についてのアンケート調査の結果を踏まえ、高齢化社会への対応を視野に入れる中で、デマンドバスの導入、買い物、通院バス等の利用目的別の運行等、住民の生活実態に合った生活交通を確保するため、より一層検討する必要がある。

3、京都縦貫自動車道事業について、口丹波発展の一つである京都縦貫自動車道は、丹波綾部道路のうち、平成20年9月には京丹波わちインターチェンジ、綾部安国寺間（7.7キロ）が供用開始となり、残す丹波インターチェンジ、京丹波わちインターチェンジ間（18.9キロ）については、平成26年度の完成予定である。丹波綾部道路の全線開通に伴い、綾部ジャンクションを通じて、舞鶴若狭自動車道、さらには、平成25年4月に開通した、京都第二外環状道路との連結により、府内はもとより、他府県との連携、交流、物流が今まで以上に強化され、本町によい影響が及ぼされることを期待する。昨今、道路を取り巻く経済情勢は厳しく、また不透明な部分もあるが、京都縦貫自動車道の工事が順調、安全に進み、1日も早い開通を期待するものであります。

以上で読み上げて、報告とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 次に、議会広報特別委員会委員長の発言を許可します。

北尾委員長。

○議会広報特別委員長（北尾潤君） それでは、読み上げまして、報告とさせていただきます。

平成25年9月26日、京丹波町議会議長野口久之様、議会広報特別委員会委員長北尾

潤。

議会広報特別委員会調査報告、最終報告、本委員会は、平成23年11月24日に設置され、議会活動を多くの皆さんにお知らせするため、議会広報誌の発行及びホームページの更新を行ってきました。その近況報告と今後の課題について、下記のとおり報告します。

記、1、委員会構成、委員長北尾 潤、副委員長森田幸子、委員梅原好範、委員横山 勲、委員岩田恵一、委員松村篤郎、委員坂本美智代、委員山内武夫。

2、状況報告、1、議会だより京丹波を第28号から第35号まで発行、第36号については作成中。2、議会ホームページの更新。

3、活動報告、1、議会だよりの編集及び発行、議会だより京丹波の第28号から第36号（作成中）までを発行する。2、議会ホームページの更新、平成18年4月28日開設の議会ホームページの更新を行う。3、議会広報研修の受講、議会広報発行に關しての基本的事項や紙面構成等の技術の向上を図るために、次のとおり研修会に参加した。研修会、第77回町村議会広報研修会、日程平成24年10月29日月曜日、30日火曜日、場所シェーンバッハ・サボー（東京都）、参加者私、北尾、梅原委員、岩田委員。平成25年度京都府町村議会広報編集委員長等研修会、日程平成25年8月9日金曜日、場所京都府自治会館（京都市）、参加者私、北尾。平成25年度市町村議会広報研修会、日程平成25年8月29日木曜日、場所ルビノ京都堀川（京都市）、参加者私、北尾、森田副委員長、横山委員、坂本委員。

4、今後の課題（引継ぎ事項）、議会だよりは議会活動の内容を少しでも早くお知らせするために、定例会翌月発行を基本として取り組んできたが、今後もその方向で編集作業を進めていただきたい。定例会会期日程により、編集作業が大きく左右されるので、議会の審議が最優先ではあるが、閉会日を20日前後で調整していただくよう希望する。本来であれば、12月定例会号を平成26年1月に発行するべきであるが、年末年始で編集日程の調整が困難であるため、新年のあいさつ、議会構成変更等を掲載した臨時号を平成26年1月に発行し、翌月の2月に定例会号を発行するように希望する。

5、特記事項、議会だより発行に關する印刷製本契約を株式会社北星社と締結している。なお、契約は、京丹波町長期継続契約に關する条例第2条第3号に基づき、平成24年6月14日から平成26年4月30日までの長期契約である。また、今後の議会ホームページの充実に向けて、会議録検索システムの導入、本会議のインターネット中継について議論がされているところである。議会の説明責任を果たすためにも、わかりやすい検索システムの導入は積極的に今後も引き続き進めるべきである。インターネット中継については、常任委員

会で質疑し、議論した内容と全く同じ内容が、本会議においても質疑され、議論される現状から見ても、本会議でのパフォーマンスのための発言がより多くなることが予想され、無意味な時間延長となったり、ひいては委員会軽視や、委員会の形骸化につながることも考えられる。したがって、常任委員会のあり方を十分議論した後でないと認めるべきではない。あわせて、システム化への枠組みだけでなく、議員活動という視点で議会活性化を考えるべきであることを申し添える。

以上。

○議長（野口久之君） 以上で報告を終わります。

山田君。

○6番（山田 均君） 報告についての質疑とか、意見は言えへんのかいね。

○議長（野口久之君） 以上で報告を終わります。

#### 《日程第34、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第34、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所轄事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成25年第3回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。議員の皆様にはお疲れのところ、大変ご苦労さまですが、この場において、引き続き、全員協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 原田寿賀美

〃 署名議員 北尾潤